

消 防 長 小林 恒 夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 中 秀 樹
議 会 事 務 局 書 記	川 地 洋 子
議 会 事 務 局 書 記	稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) 皆さん、おはようございます。

平成二十四年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

どうもありがとうございます。

本日の会議の欠席者を報告します。十一番の中村辰夫君より検査入院のため欠席の通告がありました。なお、広報取材のため、町広報員の写真撮影を許可しました。

また、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のため、CCネットの係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから平成二十四年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十条の規定によって、六番 早崎百合子君、七番 野村永一君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、十番 皆川雅子君。

○十番(皆川雅子君) 発言の許可を得ましたので、通告に従い三点について質問と提言をさせていただきますと存じます。

第一点目は、生活保護についてであります。

生活保護制度については、経済的な給付に加え、被保護者の自立を福祉事務所が組織的に支援するため、その具体的手段として、平成十七年度から自立支援プログラムが導入され、被保険者の自立支援が進められてきたところであります。

各自自治体におきましては、受給者の状況に応じて、一つ、就労による経済的自立、二つ目に地域社会の一員として充実した生活を送る社会生活自立、三点目に、自分の健康、生活管理などを行う日常生活の自立を目指すためのプログラムを策定し、実施し、被保険者の自立支援に取り組んでおります。

しかし、リーマンショック以降、稼働能力を有すると考えられる、いわゆるその他世帯(内容は生活保護受給世帯の中で高齢者

世帯、傷病、障害者世帯、母子世帯に該当しない世帯をいう）がとりわけ急増する一方で、現在の厳しい雇用・失業情勢のもとで、本格的な企業就労が進まずに、就労による経済自立が果たせない方や、就労意欲が乏しく、生活保護受給が長期にわたる方、就労という社会とのつながりがなくなった結果、社会から孤立する方がふえている現状でございます。

当町では、西濃振興局福祉事務所において対応されております関係上、受給状況、あるいは生活保護者の扶養等については把握は困難とのことであります。

福祉事務所には、五名のケースワーカーによって六町の生活保護者を担当されていると伺っております。当然、民生委員等との連携ととれていると伺っておりますが、改めて本町の生活保護者の実態と対策についてお尋ねいたします。

平成二十三年、二十四年に関して、生活保護受給者の実態、世帯数、人数等についてお尋ねいたします。

また、生活保護相談件数及び可否件数、決定取り下げ件数などもし掌握できる部分がございますたらお教えいただきたいと思っております。

次に、稼働能力を持つその他世帯に対する現状と今後の対応について、二点目、生活保護者世帯の子供に対する学習支援、三点目に、社会的な居場所づくりに取り組む新しい公共と言われる企業、NPO、社会福祉法人等と行政との協働に関する考え方にについてお伺いいたします。

次に、二点目であります福祉推進委員についてであります。

この九月十七日の新聞に大きく報道されておりましたが、六十五歳以上三千万人突破、これはもう皆さん、目に飛び込んできた内容だと思えますが、団塊世代も仲間入りしたと、いよいよここ

まで来たなという思いがいたします。総人口に占める割合が〇・八ポイントも多い二四・一％と、過去最高を更新いたしました。団塊の世代の先頭グループであります。一番ピークになるのが二〇二五年と伺っておりますが、本当にこれからどんどん高齢社会が進んでいくなという感をいたします。

そこで、我が町はどういう状態になっているのかということをごグラフでお示ししたいと思います。

養老町の人口推計では、本年五月末現在、総人口が三万二千三百三十五名であります。六十五歳以上が七千七百六十二名、高齢化率が二四・二％、先ほどは全国的には二四・一％となっております。七十五歳以上が三千九百四十九名で二・三％まで伸びております。

このグラフを説明しますと、一番上の黒いのが総人口でございます。その次が生産人口、これは十五歳から六十四歳までの年齢の範囲でございます。次の青い部分が年少人口、それから次の茶色は六十五歳以上の高齢人口。その高齢人口の中で、この七十五歳以上が総人口の中のこれだけの割合を占めているという、非常に厳しい現状でございます。

平成七年の国勢調査の人口は、養老町では最高でございました。三万四千五百五十八名。そこからいきますと、本当に年少人口、この紺色の部分がどんどん下がりに続いている。そして、その反対に茶色の六十五歳以上がうなぎ登りに上ってくる。それからまた七十五歳以上も、今度はもうちよつとすれば年少人口と交差してしまう、それこそ高齢化が進んでいるということでございます。

六十五歳以上と年少人口とは、平成八年ぐらいに交差したように思いますが、このときも非常に驚いたわけですね。もう子供の数と六十五歳以上が交差してしまった、一緒になってしまった、こ

これは大変だといって騒いだ覚えがございます。

その横に書いてございますのが、平成七年の国調を基調とした、今どれだけのマイナスであるかということなんです。総人口は平成七年に比べて二千四百二十三名も落ちています。それから生産人口、働き盛りの人数ですが、それがもう二千七百七十一名減っている。次に、六十五歳以上が二千二百七十六名ふえている。次に少子化ですが、子供の数、十四歳まで、これが紺色ですが、千九百二十八名が減っている。学校などで生徒を見ていただくとわかると思いますが、非常に落ち込んでいるのが御理解いただけたと思います。それから七十五歳以上、これは非常に厳しい現実であります。千八百二名もふえている。国調の二〇〇七年度と平成二十四年度と対比した場合、これほど差ができています。こういう状況を本当に厳しく見詰めていかなければ、まちづくりというのはできていかなないという感じがいたします。

私は、平成二年度からこれを追い続けておりますが、まずシヨックが、先ほど申し上げました年少人口と高齢人口が交差したとき、これは各市町、西濃市町を全部とってみたわけですけれども、養老町はまだまだいいかなという感じでした。一番厳しかったのは上石津です。そういう状況で、このようなグラフを今もずっと続けております。

平成二十四年度を見たときに、先ほど説明申し上げましたが、七十五歳以上と年少人口が同数に近く、高齢化が急速に進んでいることが御理解いただけると思います。

大垣市におきましては、高齢化率二二・八％、現在です。福祉推進委員は、市社協と連携強化し、地域住民とともに福祉のまちづくりを推進するため、自治会長、民生児童委員と協力し、住民福祉ニーズの発見、また民生児童委員への連絡、地区社協への参

加・協力、そして福祉の輪が地域の隅々まで広がることに意義があるとして、福祉推進委員の活動を元気に進めているという現状を伺いました。

養老町では、地域福祉計画、これを皆さんお持ちだと思えますが、この地域福祉計画の中に策定されております平成二十二年度から平成二十六年までの計画が実施され、福祉推進委員制度の創設も述べてあります。主な活動団体は、社会福祉協議会、それから町が主に活動するということになっております。現在、養老町においては、区長百三十一名、民生児童委員が五十六名、それらによって訪問、見守りによる活動が推進されておりますが、民生委員は各区にあるのではなく、複数区を担当されており、つながりの浅い区を見ていくことが大変であることは理解でき、また相談も難しいとの声も聞いております。百三十一戸を五十六名で担当すると、単純に計算いたしますと、一人が二から三区を担当しておられることになります。人を育てるといことは難儀なこととは思いますが、目的意識を持って各区福祉推進委員を育て、今後、福祉充実の一助としての活躍を期待したいと思えます。福祉推進委員の登用を提案させていただきます。町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

次に三点目ですが、発災対応型防災訓練の実施についてであります。

八月二十六日、東部中学校において防災訓練が実施され、暑い中、熱心に訓練を見守っていただきました。従来の一般的な防災訓練は会場型防災訓練と呼ばれるもので、サイレンが鳴ると、また合図があると同時に訓練参加者が一斉に避難場所へ集合し、会場に到着後、みんなで初期消火活動や応急救護訓練などが実施されます。

岐阜市城西地区では、既に平成十六年に発災型訓練を実施しておられ、目の前で起こった災害に対して自分たちで考え、互いに協力して、臨機応変に対応する多くの課題に対し、認識が高まったと報告がされております。

東日本大震災から一年半が経過しておりますが、復興はまだまだ進まず、被災者の苦悩は今も癒えることなく、現状が放映されるたびに悲痛な叫びが聞こえてくるようであります。

震災より三カ月後に南三陸町におり立ったとき、生涯忘れることができない悲惨な光景に、ただただ復興を祈るのみでございました。

必ず起こり得るであろうと言われております東海・東南海・南海地震、まず自分の身は自分で守る、また地域を守らなくてはなりません。災害状況は地域によって異なると思います。養老町は山麓地帯、また平地の海拔ゼロメートル地帯等々、発災対応型防災訓練の実施について課題を収集し、防災知識の向上と認識を高めるため、まずはモデル地区訓練実施をと提案したいと思っております。それについてのお考えをお尋ねいたします。

以上三点につきまして、質問内容といたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。
○町長（大橋 孝君） 皆川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

三点の御質問がございましたが、まず一点目の生活保護の実態について、その数について、健康福祉課長より報告をさせ、その後私のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 皆川議員の御質問にお

答えいたします。

生活保護の実態でございますが、平成二十三年度と平成二十四年度の生活保護受給世帯数、九月一日現在でございますが、二十三年度が百二世帯百四十七人で、平成二十四年度が百一世帯百三十六人。年代別でございますが、平成二十三年度の十歳未満が四人、十歳代が十四人、二十歳代が一人、三十歳代が七人、四十歳代が十二人、五十歳代が十一人、六十歳代が三十二人、七十歳代が四十一人、八十歳代が二十三人、九十歳以上が二人でございます。それから、平成二十四年度は十歳未満が二人、十歳代が十二人、二十歳代がゼロ、三十歳代が二人、四十歳代が十三人、五十歳代が十人、六十歳代が三十四人、七十歳代が四十人、八十歳代が二十一人、九十歳以上が二人でございます。

平成二十三年度の生活保護相談状況は、申請が十七件あり、保護決定が十一件、取り下げが六件で、平成二十四年九月一日現在では、申請が十一件、保護決定が八件、取り下げが三件でございます。申請の取り下げ却下の理由は、保護実施機関である県の調査により発覚した預貯金残高があったため五〇を占め、次いで県から親族への問い合わせによる扶養親族の援助が得られるためが三五％、次に同居の家族から最終的に同意が得られなかったことなど五％が主なものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、引き続き答弁。

○町長（大橋 孝君） 現状については、ただいま福祉課長から答弁をさせていただきました。私のほうからは、稼働能力を持つその他の世帯ということの現状と今後の対応についてでございますけれども、生活保護法第四条に、保護は生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると定め

ております。すなわち、正当な理由がないのに働かないときは保護を受けることができないということでございます。そこで、町では就労に関する支援として、毎週定期的に配信されるハローワークの求人情報を活用した窓口での対応や、住民の生活支援者であります民生児童委員への情報提供を行い、被保護者への援助活動をお願いしているところでございます。

また、生活保護の実施機関である県からの要請により、必要に応じて被保護者への訪問調査及び生活支援に今後も同行し、サポートしてまいります。

生活保護世帯の子供に対する学習支援につきましては、生活保護実施機関であります県において現在実施しておりませんが、国が示す形に検討していくと聞いております。その対応を見守りたいと思っております。

最後に、社会的な居場所づくりに取り組む新しい公共と言われる企業、NPO、社会福祉法人等と行政との協働に関する考え方につきましては、生活保護自立支援プログラムの実施機関であります県が必要な支援を行う中で、自分が受け入れられ、自分であることが尊重されると感じることで社会的な居場所づくりを進めることは、生活保護世帯からの自立を支援する有効な取り組みであると考えます。その施策を遂行する中で、町といたしましては、地域の中から公共サービスを担う多様な担い手が登場し、その担い手が快適に活動できる環境を整備することや、重要なパートナーとしての住民組織、NPO等と協働し、相互に連携しながら、地域福祉の向上に結びつけていきたいと考えております。

二点目の福祉推進委員の設置についての御提案でございますが、福祉推進委員につきましては、平成二十二年三月に策定いたしました養老町地域福祉計画の中で、社会福祉協議会が主体となって

福祉推進委員の設置について検討していくこととしております。

現在、民生児童委員が地域の生活の中から生まれてくる多岐にわたる問題・課題を担い活躍されておりますが、職務の多様化により人員不足も否めない状況でございます。こうした観点から、民生児童委員を補助するとともに、気軽な相談相手となり、地域のさまざまな活動の企画にかかわり、より身近な地域の福祉ニーズを把握する体制の充実を図るため、社会福祉協議会の各支部ごとに福祉推進委員の設置について検討していただいている状況であり、今年度内に方向性が見出されるものと考えております。

三点目の、発災対応型防災訓練の実施という御質問でございます。

八月末に実施しております町防災訓練などで、これまでの防災訓練は御指摘のとおり、参加者が一斉に避難場所に集合して、あらかじめセッティングされた初期消火や炊き出し等を行う訓練でございますが、発災対応型防災訓練は訓練内容があらかじめ伝えられておらず、災害発生に対し、互いに協力し合い、臨機応変に対応する訓練でございます。

従来の集合型訓練に比べ、新しい手法のこの訓練では、自分で考え行動するため、よりリアルで実践的な訓練ができます。また、自分たちの住む地域が訓練会場となるため、地域住民の連携がより深まり、自分たちの町は自分たちで守る力を育てることができるとメリットがございます。

阪神大震災でも、生き埋めや建物に閉じ込められた多くの人が地域住民の救出活動によって救われたように、地域住民の皆様への力は不可欠でございます。

御質問の、モデル地区を指定して、発災対応型防災訓練を実施してはどうかということでございますが、この訓練はシナリオの

ない防災訓練とも言われ、地域住民が主体となつて行うのが基本でございます。本日、他の議員から防災士についての御質問がございますが、この防災士は地域の防災リーダーとして、地域全体の防災力向上に大きな役割を期待されております。こうした訓練は、行政側からの受動的な訓練に終わらず、地域の防災士等を中心に、地域住民が主体となつて企画運営していただくのが裁量の手法かと考えております。そのためにも、今後、地域の防災リーダーの養成に努めていきたいと考えております。

そして、毎年八月に開催しております集合型の訓練だけでなく、発災対応型防災訓練を実施することによつて、地域の防災力をさらに強化してまいりたいと考えております。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） たいま御答弁いただきました。

平成十七年、生活保護制度のあり方に関する専門委員会の報告を受けて、経済的な給付に加え、社会生活自立を目指すプログラムを幅広く用意し、そしてまた被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにという新しい自立感と福祉事務所のあり方が提示されております。

ただいまも御答弁いただきましたように、福祉事務所でほとんど進められておりますので、今、数の上では報告いただきましたが、実際の内容が掌握し切れていないように思います。そしてまた、民生委員も活動するわけですが、なかなか難しいものがございませぬ。これだけ高齢社会が進んでいる中で、なおかつ生活保護者に対する見守りをしていく、また掌握していくことは大変なことではないかと、このように思います。六町五名のケースワ

カーで県の福祉事務所のほうは対応できるとは考えておりませぬということでした。

この三点についてお伺いいたしました。生活保護受給者は年々ふえ続けております。先ほども報告がありましたように、四十代、五十代もどんどん多くなつてきております。高齢者受給者も多いことから、その対応は急務であります。福祉事務所として、かり連携をとり、一歩でも事業への取り組みが可能なネットワークを組み上げていただきますよう、強くお願いいたします。

次に、二点目の福祉推進委員でございますが、この地域福祉計画の中であるというふうに私も確認させていただきましたが、やはりことしじゆうにそれが吸い上がってくるという報告でございましたので、見守つていきたいと思ひますが、この大事なポジションでございますので、町のほうも力を入れながら見守つていただきたいと思ひます。

区別人口比率を見ますと、限界集落、これは前、皆さんお聞きになったことがあると思ひますが、人口の五〇％が六十五歳以上の高齢者になつて、冠婚葬祭などの社会的共同生活がもはや行き届かないという状況になる。じゃあ、現在養老町におきましてはどうなつていくのかということをお調べさせていただきました。

人口の六十五歳以上が四〇％以上あるという区は八区もありません。中でも、その四五％以上、一番上は四九・八％という区がございましたが、四区もありました。各区に福祉推進委員の育成は急務であると思ひますが、本当に真剣に取り組んでいただきたいと思ひますので、その点の理解度、またお考えをさらにお伺いしたいと思ひます。

対応型防災訓練に對しましては、昨日の新聞にも、名古屋で行うというのがありました。誰でも一斉防災訓練、これは本当に読

んでいて、シェイクアウト、地震に負けるなという言葉だそうですが、これは全部が参加して行うという、どんな防災訓練の内容が変わってきております。今、町長のほうから発災型も取り入れていくという御答弁でございましたので、期待するところでございます。

その一点をお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 福祉委員の設置につきまして、先ほど回答いたしましたけれども、養老町地域福祉計画の中で、地区の最大の福祉団体であります養老町社会福祉協議会で、その委員の設置について検討していく旨を掲げております。私としては、決してそれを否定するものではありませんけれども、地域福祉のあるべき姿というものは、それぞれの地域に住む皆さんが互いを認め合い、尊重し合って、みんなで支え合うことをみずから展開されるべきであると思っております。行政が、全てについて地域の皆さん方へ一方的な提案を行うのでは意味がないのではないかと、いうふうに考えます。

私が以前から提案させていただいております自治町民会議の中でこそ、それぞれの地域に合った生き生きとした特色のある、思いやりのある地域福祉の姿があらわれてくるというふうに考えております。

この町民会議の中では、地域福祉のあり方を含む現代のさまざまな課題に対して、この地域に住む住民や社会福祉協議会を含む各種団体、NPO等、さらには事業所等も巻き込んで、町民みずからがその課題の解決のためにさまざまなアイデアを出し合い、種々の活動が展開できるものと願っております。

行政も、このような地域住民の皆さんと協働による望ましい仕

組みづくりや方策を模索する中で、生活保護受給者の社会的な居場所の問題の確保や、充実した地域の福祉などの解決策についても、互いに役割を認識する中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 先ほどのグラフでお示しいたしましたが、二四・二という、やがて四人に一人が六十五歳以上の高齢社会の中で、心のきずなを強くして、希望が持てる養老改元一三〇〇年を迎えるべく、町民一人一人の力が発揮できるような状況を期待しながら、一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、十番 皆川雅子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

では、通告に従いまして、まず最初に小学校、中学校におけるいじめに関する指導についてお尋ねいたします。

昨今、社会問題になっております滋賀県の大津市立皇子山中学校で、いじめによって中学二年生の男子生徒が、昨年の十月に自宅マンション屋上から飛びおり自殺をしたとされる事件が起きました。マスコミ等の報道によりますと、加害者とされる同じ学校の生徒三人からこんな内容のいじめを受けていたと、アンケート結果が掲載されてきました。それには、死んだスズメを口に入れてと言われていた。ガムテープで縛られた。毎日殴られた。あざができたら先生にばれないように伏せていた。自殺の練習を強要

された。また、お金を恐喝された等々のいじめを受けておつたと報道されました。

中でも、恐喝されたお金は総額で約四十万円にもなっているそうです。この四十万円の中には、自分の貯金、祖母のお金、親戚の財布から、また親戚の経営する店のレジからお金を抜き取ったとのことであるということがあります。自分の貯金が底をついて、祖父母のお金を抜き取るようになったときに、この被害者は「おじいちゃん、おばあちゃん、お金を取ってごめんね。僕は悪い友達とはつき合っていないよ」と、こう手紙を残しておるそうです。公表されているアンケート結果を見ても、当時の学校の対応がよく見てとれます。

この事件のポイントは、いじめを知り得た時期、この初期の対応と、昨年十月に被害者が飛びおり自殺をした事件後の対応と大きく二つに分けて検証しても、そのときそのときの対応が間違っていたか、もしくは対応に甘さがあつたと思います。特にいじめを知り得た初期の対応時に、学校は被害者家族にこの状況を説明し、両親の力をかりていじめの詳細を把握し、加害者の家族、両親に協力を求め、問題解決すれば、結果は変わっていたと思います。皇子山中学校の事例では、加害者の親二人がPTA会長と、もう一人はPTAの役員であるということです。この関係であれば、学校はPTAの組織を巻き込んで対応すれば、このような結末にはならない事件だと思います。対応に甘さがあつて残念です。私の子供が高田中学校にお世話になったときに、学校が荒れていました。当時、入学式が始まり、「君が代」斉唱のとき、体育館の外で爆竹が鳴り、その後、先生は一斉に爆竹の音のほうへ駆け出されました。私や父兄の皆さん、会場の中の皆さんは、びっくりしながら入学式の再開を待ちました。そのとき、体育館の中

には先生方は一人もおられなかったと思います。そのときの対応がこんなのでいいでしょうかと、こう思いました。

私は、この入学式を経験し感じたことは、当時、悪をする生徒がこの学校では主役になっていること、また生徒の親さんたちは、学校が荒れているのは先生の指導が悪い、学校が悪いと言っている、このこと。親さんたちは、家庭でしかできない教育、それを学校に押しつけている現実を理解していない。このことで、私は学校はよくならないと思い、PTAの役員として生徒指導委員会に入れていただき、ボランティアをさせていただきました。その後、評議員さんに協力を求め、各地区でミニ集会を開きながら、家庭の役割を親さん方に理解していただく活動をさせていただきました。

そのときの夏休みの直前に地区懇談会が開催され、その開催時に、昨年までの参加者に比べ、はるかに多い会場に御出席され、満席の状態で、そこで家庭での役割、学校での役割の大切さを理解していただきました。その後、校長にお願いし、よいことをした生徒には学校賞、校長賞等を全校生徒の前で表彰してくださいとお願いました。その結果、地域と学校、家庭、この三者が一体となり、根本的な問題の解決ができ、それからはいよいよことをした生徒が本当の意味で主役になり、高田中学校の伝統をつくっていただくことができます。その翌年には、文部大臣表彰を高田中学校PTAが受賞することになり、私は本当にうれしく思いました。

岐阜県では、全国で熊本県、大分県に次いで三番目に多いいじめ認知件数であると新聞記事は伝えていました。養老町で、もし皇子山中学校のような事件が起き、そのとき教育長は、現場の先生方に対し、どのように指導されるのか。また、現場の先生方は、加害者に対して、被害者に対して、周りの生徒に対して、どのよ

うに指導されるのかを聞かせてください。

また、この事件を機に、教育委員会として今までの取り組み、指導方針の見直しをされたと思いますが、どのように指導方針の変更をされたのかを教育長にお尋ねしたいと思います。

二つ目の質問に入ります。

県立大垣養老高校旧養老校舎跡地に関する件についてお伺いたします。

昨年の九月議会でも一般質問をさせていただきましたが、県立大垣養老高校跡地有効活用について、昨年九月の議会で町長は、平成十八年二月に県に対して四点の活用プランを提案したが、県の返答が無償貸し付けで、期間は単年度であり、単年度契約ではこの跡地には投資はできないとの答弁でした。その後、平成二十年二月二十二日に県へ再度提出されています。そのときの内容は、一、屋内運動場を本町指定の緊急避難場所に位置づけ、教室等は備蓄倉庫としての活用、二、ぎふ清流国体のサブ施設としての活用、三、屋内運動場やグラウンド等の施設は近隣の体育施設と一体的に利用する、スポーツのまち宣言にふさわしい環境づくり、四、教室棟は生涯学習の拠点と位置づけ、親孝行と生涯学習を進めるまちの実現に活用したい、このような趣旨で県に要望書が出されました。この要望書の提出には、県議、議長、議会五役、町長、副町長、事務局の総勢十名で県まで出向かれた経緯があります。以後、県の返事は、無償譲渡は困難である。その後、平成二十一年七月に無償貸し付けの特例制度を設ける趣旨の返答をいただく。これが県との流れであり、現在はこれ以上進んでいないと思います。

この流れから推察すると、養老町は無償譲渡でなければ話は進められない姿勢に思えますが、無償貸し付けではダメなのですか。

県立大垣養老高校旧養老校舎の跡地の有効活用を、本当に本腰で考えていますか。

また、県との交渉の現状、町長の跡地に対するお考えをお聞かせいただきたい。また、跡地の利用を本腰で考えているならば、県に提出した四点のプランは最終活用プランであるのか、または大きく目的が変更になることもあり得るのかを答弁いただきたい。この二点を質問内容とし、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 一問目の答弁、野村教育長。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、三田議員の一問目について御回答申し上げます。

この問題に関しましては、これまで教育委員会と学校は、今回のような最悪の事態に絶対させないということで、全力を尽くしてきております。議員のお尋ねは、それにもかかわらずこうした事態が起きたときの対応でございますので、今想定されることについてお答えをしたいというふうに思います。

まず一番最初にすべきことは、自殺に至った経緯をなるべく正確に把握することでございます。教育委員会と学校とで調査組織を設け、国の指導を受けながら慎重に調査を進めてまいりたいと思っております。

いじめをしたとされる児童・生徒に対しては、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮をしながら、慎重に聞き取りを進めてまいります。いじめの中に、もし犯罪行為、今回そういうものがあるように聞いておりますけれども、そういう犯罪行為に当たるような事案が出てきたときには、警察との連携も図りながら厳正に調査を進めたいと思います。調査が非常に困難な場合も想定されますので、そういうときには弁護士、あるいは

さまざまな専門家の協力を求めることも想定してまいりたいと思っております。

被害者の遺族には、本当に心を寄り添いながら十分お気持ちを感じ、その意向を尊重してまいりたいと考えております。調査の過程で判明した事実については、その都度、被害者家族にはお知らせをしてまいりたいと思います。

その学校の子供に対しては全校集会で、それから保護者に対しては緊急保護者会で、あった事実をそのままお知らせいたします。こうした過程で、多くの子供たちが心を傷つけることも考えて、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、校医などによるケア組織を設けて、ここがケアの全体を統括しながら、子供たちの心のケアに尽くしてまいりたいと思っております。

また、これら全ての状況につきましては、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、可能な限り公表してまいります。

こうしたことをほぼ同時進行で行い、一日も早く正常な学校の日常生活を整えてまいりたいと考えております。

なお、文部科学省は、この九月、つい最近、子供の命としつかり向き合い、いじめ等の問題に対してどう取り組むかを示した取り組み方針の中で、いじめが起きることを未然に防ぐため、日ごろから学校、家庭、地域が一丸となって子供の生命を守る。子供の生命・身体にかかわる重大な事案については、的確かつ迅速な対応を確実に図るため、国、学校、教育委員会の連携を強化する。学校現場におけるいじめ問題への認識を深める取り組みを一層強化するとともに、いじめ問題の解決に向けて、外部専門家を活用する取り組み等を推進する。いじめは犯罪行為に当たる可能性があるとの認識のもと、学校と警察の連携強化を図る。これを四つの柱として、いじめの問題への取り組みの徹底を指示されてお

ます。

養老町においても、いじめはどの学校にも、どの子にも起こり得るといふ認識をさらに深め、いじめが起こったときは素早く誠意を持って組織的に対応する教職員体制、並びに教育委員会体制を強化してまいります。そして、その前にいじめが起こらない、起きにくい学校とするため、引き続き人権教育を中心として、いじめの発生を予防できる学校づくりを推進してまいりたいと考えております。また、地域や関係機関との連携、発生後の連絡体制については、さらに強化をしてまいりたいと思っております。

この件に関する二つ目の御質問でございますが、今申しましたように、養老町教育委員会は、こうした最悪の事態に至らないことを大きな命題として一生懸命やっておりますので、基本的に今回のことで方針を変更したことはございません。ただ、校長会であの事件の後、申しましたのは、今回の事件の教訓も踏まえながら、今まで養老町が取り組んできたことを本当に誠意を持って進めていくということと同時に、今最も必要なのは、正義感と勇気であるということ、子供たちにも正しい、本当の意味の正義感を持って、自分が正しいと思ったことを、たとえ一人になっても勇気を持って実行することが大事だと、そういうことを指導してほしい。それは同時に教師も持つべきであると。今回も、いろんな教師側の取り組みの問題点が指摘されておりますが、教師こそ正義感を持ち、正しいと信じたことは本当に勇気を持ってやっていくことが大事であるということ、校長会でも指示をしております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 二問目、大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の、県立大垣養老高校養老校の校舎の跡地利用についての質問でございますが、これまでの経緯も

含めてお答えをさせていただきたいと思えます。

この跡地につきましては、これまで同校設置の融資に当たって、その敷地の大半を養老町から県に寄附したという経緯から、県知事並びに県教育長に対し、本町への無償譲渡、さらに返還という二度にわたりました要望書を提出いたしました。そして、その要望書の内容を基本として、これまで県と交渉を行ってまいりました。

町におきましては、担当課で毎年県の方針を確認しておりますけれども、県は無償譲渡や返還はあり得ないとしながらも、地元市町に無償で貸与したいという基本方針に変わりはないという返事ございました。

そこで、本町から施設の有効利用を考えた場合、無償貸与の契約期間が短くて、使用目的に応じた施設の改修も考えられないことから、長期での契約ができるようにお願いをしてきたところがございます。その結果、県においても検討いただき、現在の最長貸与期間は五年の契約であります。最長で十年まで無償貸与いただけることになりました。

町といたしましては、これまで県に提出した要望書、これは先ほど言われました平成二十年二月二十二日に出しておりますけれども、跡地の活用方法が基本であると考えておりますけれども、当時の有効活用アイデアのうち、教室棟を防災備蓄倉庫として活用することについては、平成二十二年度に多芸西部地区に防災備蓄倉庫を設置しましたことにより、町内全ての地区への倉庫設置が完了し、当時よりその必要性は低くなっているものと考えます。また、国体におけるサブ施設についての活用については、本年度国体が開催されまして、その目的は終了しております。さらに、教室棟を生涯学習講座教室として活用したいというアイデアにつ

いても、地区公民館長や住民から、現在の中央公民館や地区公民館で学習講座等を開催する場合、会議室が足りない、講座開設することができないとの御意見は寄せられておりません。会議室等の数はおおむね充足しているものと考えております。

このたび、県の考え方が長期での無償貸与にに応じていただけるように変化しましたので、以前において住民から頂戴したアイデアをもとに、もう一度活用方法について検討する必要があると考え、昨年の十一月に庁内各課に対し、各所属における業務分野単位で考えられる利用方法についてのアイデアを募集いたしました。しかし、県が示す跡地の貸与条件は、校舎や体育館等の建物及びグラウンド等の施設全てを一体的に管理することでありまして、体育館やグラウンド等の体育施設のみを切り離れた部分的貸し出しはできないということですから、新たに活用しようとした場合には、電気関係の改修費、下水道への接続など、費用や目的に応じた設備の改修も必要となり、さらに施設の一体的管理となりますと、敷地内の草木等の手入れなど、日常的な維持管理費用も必要となります。この施設を活用することによって住民が受けるプラス面と、改修費に要する経費を比べた場合の費用対効果も十分考慮することが必要であろうかと思えます。

以前の活用アイデア以外に、特筆すべきアイデアはございませんでした。今後も、前述の基本的な考え方に基づいて、町民はもとより、いろんな方々の御意見を拝聴しながら、これまでの考え方とは大きく目的が違うアイデア等も含めて、跡地の有効活用を検討してまいりたいと考えております。

なお、これまで本町教育委員会へ町内のスポーツ少年団から同校跡地のグラウンドを使用したいという要望が多く寄せられたことから、県立高校校体育施設開放事業の中で、県教育委員会より平

成二十五年三月三十一日の期間までの使用許可を得ましたので、今後、その施設の運営要綱等を策定し、大垣養老高校との調整を経て、十月一日から地域住民に貸し出すというふう聞いております。この使用許諾については、一年ごとの更新であるというところでございます。

このことは、あくまで大垣養老高校の教育活動の支障のない範囲でと、町教育委員会がグラウンドのみの使用の許可を受けたものであります。高校跡地を町が一定の期間無償貸与を受けることとは少し意味が異なるものだと思います。

議員各位にも、この施設の有効活用を図るための提案を一度頂戴したいと考えております。さらに、御協力をお願い申し上げます。議員への回答とさせていただきます。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） たいま教育長から答弁をいただきました。小学校、中学校におけるいじめに関する指導、皇子山中学校の事件で、被害者が残しておいた手紙の中に、先ほどもちよつと読みましたけれども、「僕は悪い友達とはつき合っていない」と、この文書が残っておりました。言いかえれば、この被害者はいじめをした加害者生徒を許す気持ちがあるという表現になる、こういうふうにあります。ですから、いじめが発覚した時点で、被害者の生徒に対して、また加害者の生徒に対して、育てる心、許す心、この心が芽生えるようなカウンセリングをするということが非常に大切だと私は思います。

先ほど教育長がお答えいただきましたマニュアルも、絶対に必要なんです。確実に遂行していただくことは必要です。私は、そ

れにプラスをしていただきたいという意味で、これからちよつとその心を述べたいというふうに思います。

今、被害者の生徒が悪い友達とはつき合っていないという言葉を残しているということは、許すよということなんです。それと同じように、被害者がそう思っているということは、加害者の方にも必ずその心というのは伝わっている、そういうふうに思っています。ですから、どの生徒たちにも、親心で言葉をかけることが大切であり、心が伴った行動、言いかえれば心がこもった道徳心で接することが大切であると、こういうふうに思います。

あいつは憎い、こいつは大嫌いだと、こう心の中で思っていると、必ずテレパシーで相手に伝わるという部分がこの世の中には、心理的に必ずあります。それと同じように、僕はあの子が大好きだと、こういうふうにも思っておれば、その子に対しても、あの子は私に好意を持っているんだなあということがテレパシーで通じる、誰しもそんなような経験はあると思います。

ですから、子供の教育に対して、指導に対して、必ず現場の先生はその心を持っていただくということ。この生徒は本当によくなつてほしい、幸せになつてほしい、こう思えるような心で注意をする、叱るといふことも時には言葉で出るだろうと思えますけれども、その心でしていただくということになれば、必ずその生徒は感銘を受けると思います。

ですから、結果的に言いますと、結果が出ない指導は絶対ありませんので、結果が出なければ、今までやってきたことは上辺だけ、形だけの指導になってしまいますということです。ですから、心の底から幸せを願って接していただければ、必ず生徒に感銘を与え、生徒はよくなるほうへ変わっていくと思います。よろしく、現場の先生に御指導をお願いしたいと思います。

それから県立大垣養老高校旧養老校舎の件でございますが、今町長から答弁をいただきました。無償貸し付けで五年の更新で、最長十年ということですが、十五年、二十年というふうに更新をされるといふことで理解してよろしいでしょうか。その辺のところをちよつと後に答弁いただきたいと思ひます。もし十年の更新ができるということであれば、私自身が一年前の九月定例会で一般質問させていただいてからちよつと一年がたちます。けれども、一年がたつて、このテーマがなかなか進展してない、こういうふうに理解をするわけでございます。

この養老女子商業高校の学生諸君が通学、下校する姿が消えてから、高田商店街が一段と寂しくなり、この商店街は死活問題になつてゐる。ですから、その点からいつても、一刻も早く活性化できるように決断を望みたいというふうに思ひます。

昨年の九月議会で私も訴えましたが、養老改元一三〇〇年のプロジェクト事業の一つと位置づけていただき、県営であるか、または町営であるか、それはまた別として、健康福祉の増進の目的に、養老町のスポーツの殿堂として整備をしていただきたい、こゝう提案をさせていただきます。跡地には、幸いにも県下でもすばらしい体育館があり、プール、運動場、校舎等々が整備されています。この跡地を養老町の一大スポーツ施設のエリアとして整備することによつて、清流国体や、特にぎふ清流大会後のサポート施設として、また残る校舎を合宿等が行えるように整備をする。そのことによつて、特に他の市町の施設と差別化を図つていただく。それには、高齢者や障害者の方々の競技が行える競技施設の充実を図る。このことによつて県内外から一般のアスリートだけでなく、高齢者団体、障害者団体のアスリートが大勢ここに集うことにより、養老女子商業高校の生徒諸君でにぎわいを見せたこ

ろのように高田商店街が活気が取り戻せると思ひますが、いかがですか、町長、見解を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 県立養老高校の養老校舎の跡地利用について、議員の熱い思いというものは十分理解しております。

まず、五年から十年になりました。これは十年ごとの更新ということでございます。それから、この校舎を一体に使用しようと思ひるときには、かなりの経費も必要であると先ほども申しましたけれども、試算ではございますが、維持管理のみで年間千五百万ぐらいの経費が必要になると。これは水道等の改修費は別でございます。そういった現状を踏まえたときに、やはりこの校舎が本当にすばらしい、意味のある使用の仕方をされるというアイデアがあれば、なかなか手をつけにくい部分がございます。

今提案をされましたスポーツの殿堂であるとか、生涯学習の見本になるような施設利用ということでございますけれども、この点も養老町の体育連盟等々と協議を重ね、また生涯学習の部門とも協議を重ねて、そういった方向に持つていけるかどうかを検討してまいりたいというふうに思ひます。

今後とも、なお一層の議員の御協力をお願いいたしまして、回答とさせていただきます。

〔四番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 町長の思いをお伝えいただきました、ありがとうございます。欲を言えば、もう少し腹の底からの決断があれば幸いかと思ひましたけれども、とりあえず思いを伝えられましたので、ありがとうございます。

今、町長が言つていただきましたように、障害者、または高齢

者の方にも十分に使っていただけるような、この養老高校の跡地をこのように変わっていく施設につくり変えていただければ、また高田の商店街のほうも活性化の一翼を担っていただけ。また、それによって健康、また福祉の面にもプラスになるということでございますので、いろんな角度からいろんなお力をいただきたい、こういうふうに思います。

それと、先ほど教育長がお話しされましたじめの件も、今、高田中学校の件を先ほど私、例に話をしましたけれども、あれから高田中学校は大きく変わっています。今はもう県下に胸を張っていきける学校内容であるということを、先日の運動会を見ていてもつくづく思います。本当にあのときに私ども、教育長も一緒に私と汗水流して、現場でぶつかっていただきまして、教育長の思いいも一段と強いものがあるか思いますけれども、そのぐらい心底、腹の底から誠意を持って取り組めば、本当の意味での答えは出てくるということ現場の先生に伝えていただきたい、かように思いますので、よろしくその点をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） 以上で、四番 三田正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十一時からいたします。

（午前 十時四十五分 休憩）

（午前十一時 〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、

通告に基づき二点で質問をいたします。

最初に、原子力発電、原発問題について伺います。

ことし七月の大企業、中小零細企業、官公庁、公共施設、レジャー施設、一般家庭などを含め、国内の電力量は八百六十億キロワットアワーでした。それを基準に、一日の出力を計算いたしますと二兆六百四十億キロワットの電力量が必要となります。

二〇一〇年のエネルギー白書によれば、日本のエネルギーですけれども、水力八・一％、石炭二四・七％、LNG（液化天然ガス）二九・四％、石油など七・六％、原子力二九・二％、新エネルギーなどが一・一％ということ、エネルギー白書による原発の割合は約三割ということになります。

昨年三月十一日の東日本大震災以降、国民の多数が一刻も早い原発ゼロの実現を望み、政府のパブリックコメントでも八割が即時ゼロを求める中、国内五十基の原子力発電のうち、関西電力は大飯原発三号機を七月一日に、四号機を七月十八日に再稼働に向け起動いたしました。世論が問題にする原発は、安全性の確保や使用済み核燃料処分など困難な問題を抱えることです。現に東京電力福島第一原発では、事故から一年半たった今でも、重大で危険な事態が発生しています。八月三十日に一・三号機原子炉圧力容器への注水量が突然低下し、圧力容器や格納容器の温度計が次々に壊れていることです。高濃度放射能汚染水も依然として原子炉建屋地下などに約九万七千トンがたまり、それを処理し出た放射能を含む原液がふえ続けていることです。

福島原発の事故原因が未解決で、大飯原発の安全性の評価に対し、客観的根拠は一切ありません。むしろ大飯原発の敷地内にある破砕帯（断層）は、原発をとめ、即調査すべきです。

さらに、岐阜県独自の敦賀原発の重大事故を想定した調査でも、

最悪の場合、原発から百キロ以上離れた地域まで高濃度の放射性物質に汚染されるおそれがあると報じ、年間の外部被曝線量が二十ミリシーベルトを超える可能性があると、当町もこの中に入っています。これは、日本の自然被曝年間一人当たり一・五ミリシーベルトの十三・三倍です。

まず最初に、第一点目は、通販生活が全国の首長に行った緊急アンケート、全国の全ての原子力発電所について、今後どのようにすべきですかという質問の中で、選択肢としてA即時廃炉にすべき、B新規の増設は認めず、二〇一一年三月を基点として十年以内に廃炉すべき、C新規の増設は認めず、十年以降、政府が決めた寿命四十年の間で廃炉にすべき、D今後も原発は存続、新規の増設も認める。この選択肢の中で、大橋町長は原子炉の新規の増設は認めず、政府が決めた寿命四十年の間で廃炉にすべきと回答されています。なぜ即時廃炉にすべき、脱原発を表明できないのでしょうか。

二点目は、ことしの夏の電力需要は、大飯原発再稼働の必要性を問う結果となりました。関西電力は、四百四十五万キロワット、一五%も電力が不足するとし、計画停電まで持ち出し、再稼働を強要しました。しかし、八月三日の需要ピークは二千六百八十二万キロワットで、この日の供給は原発を除いても二千七百六十三万キロワットと、八十一万キロワットの余裕がありました。マスコミ各社は、「関電再稼働なくても余力」「需要見通し拡大」「必要だったか再稼働」「火力発電とめ余裕調整」と報じました。この点についての町長の見解を求めます。

三点目は、冒頭に申しましたように、養老町は敦賀原発の大事故想定で、年間二十ミリシーベルトの外部被曝量を試算しました。福井県にある十七基の原発、その中でも特に危険な「もんじゅ」

を再開し、大飯原発三、四号機が地震などで事故が起きた場合、私たちのふるさと養老に放射線が風に乗ってくる時間は、約三十キロ圏内の琵琶湖で約八分、六十キロ圏内での関ヶ原町で約七分、約八十キロ圏内の岐阜市で二十三分、約百五十キロ圏内の名古屋市で三十分というふうな報道があります。これは、福井、愛知、岐阜の「さよなら原発ぎふ」が三月三日に水晶浜から風船を飛ばし、その風船がどのような時間帯でどの地域に落ちたかということから算出したものでございます。

町民の安全・安心を確保する防災計画の進捗状況は、現在どのようなになっているのでしょうか。

二点目は、防災士の育成事業の創設について伺います。東日本大震災以後、ボランティアリーダーの育成講座が各地に広まっています。大規模災害に備え、頼れるリーダーを養成していくことはとても大切な施策の一つであると考えます。

特に防災士は、地域の復興も含め注目されている資格です。当町でも、一般町民、消防団員などを対象に、積極的に資格取得を育成する事業の創設を求めます。

二点目は、現在は資格取得に必要な受講は一番近くで名古屋市です。せめて岐阜市や大垣市で受講できるよう、日本防災士機構へ市町村会として働きかけていただきたいと思います。この点についての見解を求めます。

三点目は、防災士資格取得の町民登録制、いわゆる防災士バンクを求めるとともに、八月末に実施されている屋外防災訓練を室内での避難所訓練なども含め見直しを求めるものですが、この点についての見解を伺います。

以上が一般質問内容です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問に答えます。

まず第一点目の、通販生活が全国の首長に行った緊急アンケートの問題でございますけれども、このアンケートが実施されましたのは、ことし二月から三月にかけての時期でございます。福島原発事故から約一年が過ぎても、かつて豊かだった田園地域は雑草で荒れ、被害に遭った人たちはふるさとも帰れず、地域のきずなを引き裂かれた状態が続いているところでもございました。

こうした危機的な悲惨な事故を踏まえ、全国の世論調査においても、脱原発の考え方は八割の支持を得ているのは当然であると考えます。しかしながら、三月から四月にかけて、原発にかわる代替エネルギーでこの夏の使用電力を乗り切れるのかどうか、危ぶむ声があったのも事実でございますし、夏の電力不足が及ぼす経済への悪影響、病院や福祉施設等、電力不足による影響を懸念するなど、危機感があったのも事実かと存じます。

今回の全国全ての原子力発電所について、今後どのようにすべきかの問いに対してアンケート調査があったのは三月の時点で、新規の増設は認めず、政府が定めた寿命四十年の間で廃所すべきと回答いたしました。このことは、原子力発電の安全性が担保されているのが大前提でございますし、安全に確証が持てない原子力発電については断固反対であり、何より優先されるべきは国民の生命の安全であると思えます。

原発頼みの電力浪費社会を改め、原発に頼らない安全で豊かな社会を目指すこと、そしてまた新たなエネルギー政策への期待を込めての回答でありますので、御理解をいただきますと思います。二点目の、大飯原発再稼働の御質問でございますけれども、政府は、本年五月の時点で原発依存度が高い関西電力は、原発を再稼働せず、猛暑となった場合、供給電力が一五％強不足する見込

みであると試算いたしました。また、政府は二〇一〇年夏に比べて一五％の節電目標を設定し、関西地区の企業や住民に理解を求めたところでございます。

そうした状況の中で、政府は国民の生活を守るため、計画停電や電力料金的大幅な高騰など、日常生活への悪影響を避けるため、大飯原発の再稼働を決定いたしました。しかし、その結果は、先ほど議員も述べられましたように、この夏、関西電力管内の電力需要は最大で二千六百八十一万キロワットで、記録的な猛暑であった二〇一〇年夏を想定した需要予測を一〇％下回り、大飯原発再稼働なしでも余力があったであろうと言われております。

八月下旬に公表された原発依存度をめぐるパブリックコメントにおいても、原発ゼロ支持が八七％を占め、原発の代替手段となる再生可能エネルギー、省エネ対策には三九％の方が「コストがかかっても拡大」と答えております。

この電力危機をエネルギー需給体質改善の契機と捉えまして、風力や太陽光、地熱など代替エネルギーの可能性と普及の方策を探り、原発頼みの電力浪費社会を改める必要があるかと存じます。原発の危険性を改めて認識した今、原発のリスクを立地地域に押しつけることなく、原発依存から脱却し、安心・安全な社会を目指していくことが重要であると考えます。

三点目の、防災計画の進捗状況ということでございます。本年三月三十一日に内閣府が発表した南海トラフの巨大地震の予想震度分布で、最大級の地震が発生した場合、本町では震度六強の揺れとなる可能性が指摘されました。現在の町域防災計画では、東海地震と東南海地震とが連動する複合型東海地震が発生した場合、町の大部分が震度五強の揺れが予想されており、予想ランクが一ランク上がることとなり、大きな修正が必要になって

まいりました。

東日本大震災を経て、今では、あらゆる想定を考慮した形での計画の修正が必要であります。その一つに、東日本大震災ではこれまででない大きな放射性物質による拡散が広範囲で発生をいたしました。岐阜県では、一番近い敦賀原発とは県境まで二十五キロの位置にあり、若狭湾方向から吹く風が発生したと仮定した場合におけるシミュレーションを今月十日、岐阜県が発表いたしました。気象状況等によりその影響に差はありますが、養老町を含む二十五市町百五十七万人が影響を受け、年間の外部被曝量が二十ミリシーベルト超になると指摘されました。国においては、防災基本計画の修正が昨年末に行われまして、地震・津波・原子力対策の見直しなど、東日本大震災の災害等の経験を生かした防災対策の見直しが行われました。

県の地域防災計画においても、国の防災基本計画の修正を考慮した地域防災計画の見直しが進められているところでございます。本町の地域防災計画におきましては、本年六月に第一回養老町防災会議を開催いたしました。会議の中で、今回修正を予定している防災計画の骨子について提案をいたしました。今後は、県の地震被害想定の見直しを踏まえ、県との事前相談、指摘事項の修正を行い、その終了後に養老町防災会議に提案させていただきたいと存じます。

また、県以外にも各種防災関係機関とも連携し、より実践的な災害対応が行えるよう、計画の整備を行ってまいります。

それから、大きな二番目の防災士の育成事業の創設についてという問題でございます。

一点目の防災士の資格取得を育成する事業の創設という部分でございますけれども、大災害が発生したときに、その被害の規模

が大きいくほど公的な支援の到着がおくれるという現実に対応するため、消防、自衛隊など公的機関が機能を発揮するまでの間、地域や職場において、人々の生命や財産にかかわる被害が少しでも軽減されるよう活動を行う防災士の役割は大変重要であると考えております。

減災の基本は、まず自分の命は自分で守る自助と、地域の中で互いに助け合う共助がございます。災害の程度によっては、公的機関が支援する公助が被災した方々に行き渡るのは最後であり、初動時においては地域の皆さんの活動が大きく期待をされます。

この防災士の資格は、民間資格であります。特別の権限や義務を持つものではありません。しかし、防災士として防災に関する一定レベルの知識と技術とインセンティブを持って、減災と防災に実効ある大きな役割を果たして活躍することで、地域や職場において価値ある存在として高い評価と期待が持たれるようになってまいりました。

防災士の認定には、年齢や性別など一切関係なく、平成十五年十月に防災士第一号が誕生して以来、先月末までに全国で五万三千三百八十二名の防災士が認定されており、県下には八百八十八名の防災士が認証登録なされております。

防災士になるためには、日本防災士機構が認定した研修機関による防災士養成研修を受けて、履修証明を取得すること。日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験に合格すること。それから三点目に、各自治体、地域消防署等の公的機関が主催した救命講習を受け、その修了書を取得すること。さきの三項目の条件を備えた上で、防災士認証登録を行うことで認証されます。

防災士育成のための支援策についてでございますが、他市町では、資格を取得しようとする意欲のある方々に対し、研修受講費

等に係る補助金を支給して援助しているところがございます。本町におきましても、支援策については今後検討をしてみたいと考えています。

なお、NPO法人日本防災士機構が認証しました研修機関による研修センターでは、御指摘のとおり近隣では名古屋市になります。西濃管内では大垣市及び神戸町が防災士資格取得のための支援を実施しておりますので、これら市町とも協力して、できるだけ近場で受講できるように、市町村会にもお願いをしていきたいと存じます。

また、防災士資格取得者の登録、いわゆる防災士バンクにつきましても、民間資格ということもあり、本人に御協力をいただけるのなら、地域での防災リーダーとして活躍していただけるようお願いをしていきたいと思っております。

また、毎年八月に実施しております防災訓練の見直しでございますけれども、大勢の皆さんが一堂に参加していただくとなると、その内容が現状のような限られた内容になりがちになりますが、参加された皆さんが防災意識を持ち、大災害に備えた共助活動の訓練を取り入れるなど、来年以降の訓練の内容については見直しをしていきたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

まず答弁の中で、町長は安全性が担保されている原子炉などについて、廃炉についても一定の理解を求めたいというふうなことをおっしゃいましたが、安全性が担保されている原子炉はありますか、教えてください。

それから、県の防災計画の見直しに伴って、町が提案する時期

はいつでしょうか。この点については、小畑地区の行政懇談会でも町民の方から、原発並びに防災計画の見直しの御要望もありましたので、その時期についてお尋ねをしたいと思います。

さらに三点目は、町長はことし四月二十五日に設立された原発ゼロを目指す首長会議という組織を御存じでしょうか。北海道から鹿児島まで、設立は四月二十五日でしたので、当時で七十人、市長、町長、村長で構成され、岐阜県では瑞穂市長がただ一人県内の会員です。これには、超党派の衆議院議員と前福島県知事が顧問としてその会をサポートしています。ちなみに、新党さぶな、みんなの党、自民党、日本共産党、民主党、新党日本、社民党です。ほとんどが党首及び代表の中、自民党では河野太郎氏、そして民主党では篠原孝氏がこの衆議院議員として顧問に名前を連ねておられます。

大橋町長も、この首長会議に入られる勇氣と決断力、御意志はありますか。

四点目は、原発ゼロは電力料金の値上げ、企業の海外移転、産業空洞化による失業率の上昇、これがこれまでの経済界の言い分であり、原発容認の方々の声でした。しかし、福島原発事故独立検証委員会、北沢委員長は、電気料金の値上げにより電力を多く消費する産業は打撃を受け、海外に出る企業もあるだろうが、実際には円高の影響のほうがはるかに大きい。再生可能エネルギーは原子力に比べ約五倍の雇用吸収力がある。電気代も、値段が少々高くてもクリーンで安全なエネルギーがよいという新たな価値観を選べば、経済モデルも変わる。脱原発は経済をだめにするとの予測ではなく、原発ゼロでやっていくという確固とした姿勢を示せば、産業界も工業界も工夫を重ねるはず。この主張は、私どもと同じ見解ですが、大橋町長の見解を伺わせてください。

最後ですが、政府の青写真、原子力比率のゼロ%案、二〇三〇年までに全国約二千七百万戸の全一戸建てのうち、約千二百万戸に太陽光パネルを新設することで、原発十基分の発電量を確保する。風力発電を東京都の二・二倍の面積で展開することで、原発十二基分の発電量を確保すると述べています。自治体の責務として、省エネルギーや再生可能エネルギーの拡大に道を開くことが求められますが、太陽光発電の当町の助成件数と現状、また自然エネルギーの活用可能性の施策について伺いたいと思います。

それから、防災士の関係ですけれども、先ほど補助金要綱のことが出ましたけれども、消防団には財団法人岐阜県消防協会防災士育成事業費補助金実施要綱というのがございます。五万円以内の補助が出るという要綱でございます。

また、先ほど紹介されました神戸町では、防災士研修講座受講料五万三千円のうち二万六千五百円を助成するという要綱が立ち上がっておりますが、その要綱の効果というのは非常に大きいと思います。また、さらにこの神戸町では、防災士が従来の防災訓練ではなくて、例えば学校が多いわけですけれども、一階ほどの地区の人、二階ほどの地区の人、体育館はどこ、廊下はどこというような具体的な提案、さらに今非常に防災訓練も、いろんな備品がそろっておりまして、段ボールハウスといいますが、そういうのを実際に体育館の中に設置して、万が一のときの予測をする、そういうふうな大きく変わった、本当に生きた防災訓練が実施されているところがあります。その一翼を担う防災士ですので、本当に民間の資格ですが、町の財産として、新年度からぜひその要綱を立ち上げていただきたいというふうに考えております。答弁いただける再質問をお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えいたします。

安全が担保されていると言い切れるかという質問かと思いますが、現在、国では原子力委員会を立ち上げまして、その安全性を検証するというところでございます。その推移を見守りたいというふうに思いますので、この件については担保されるかされないかというところは言い切れないのではないかとこのように思います。

それから、防災計画の見直しの時期でございますが、本年十一月ごろには、町としての防災計画の見直しができるかというふうに思います。

それから三点目のゼロを目指す会でございますが、承知はしております。ただ、目的と活動等がよくわからなかったのが、即入るといふことにはしておりませんでした。これだけ原子力の問題が議論されますので、ちよつと検討をしてみたいというふうに思います。

それから四点目でございますけれども、原発ゼロでもやっていけるということでございますので、そういった形での、国民の意識がそれだけ原子力ゼロを目指しているということでございますので、そういった方向で、国会のほうも進めていただければというふうに思っております。

五番目の件につきましては、担当課のほうで検討させていただきます。

それから防災士の認定についての補助金でございますけれども、これは一度検討して、できるだけ早いうちにそういった方策に持っていくかと思っております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 加藤商工観光課長、答弁。

○産業建設部商工観光課長（加藤敏博君） ただいまの水谷議員の

御質問でございますが、養老町の住宅太陽光発電システムの実績ということでございます。

養老町では、地球温暖化防止、また環境への負担が少ないクリーンな自然エネルギーを促進するというところで、平成十八年度より実施しております。実績につきましては、まず平成十八年度が十九件で、効果額が百七十四万一千円、それから平成十九年度が二十一件で二百二十五万五千円、それから平成二十年度が、これも二十一件で二百二十二万六千円、それから平成二十一年度が三十三件で三百四十六万四千円、平成二十二年が五十三件で五百八十八万九千円、それから昨年、平成二十三年度が六十四件で八百八十八万円、二十三年までの六年間の合計が二百十一件で二千四百三十万五千円、本年度、平成二十四年度につきましては六月十三日現在で五十件、七百八十万ということでございます。総合計で二百六十一件の三千二百二十五万五千円ということでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほどの答弁の中で、四番目の質問でございますが、クリーンエネルギーでやっていくという断固たる姿勢というところかと思えますが、やはりこれほど危険性の高い原子力をいつまでも頼りにしているというのではなく、あらゆる総力、知恵を結集して、代替エネルギーに持つていくべきだということに考えます。

それともう一点、二点目の時期でございますけれども、養老町の防災計画としては三月末をもって完成ということになっております。先ほどの十一月と申しましたのは、県のほうもその時期に新しい防災計画の指針が示されるだろうということでございます。

ので、十一月から防災計画の見直しをさせていただき、最終的には三月の防災会議の中にお示しをするということになるのかというふうに思います。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再生可能エネルギーの件については、町民の意識も本当に変わりました。先日、東海環状西回りルートの方の開通式で高いところから屋根を見ますと、近隣のかなりの方たちがソーラーパネルを設置していらつしやるなあということとを改めて認識したわけですが、まだまだ一般家庭がそれを導入するには、初期の段階でのコストが非常に高くなります。ぜひそういうことも含めて、新年度検討していただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、政府のエネルギー環境会議が九月十五日にエネルギー環境戦略を決定いたしました。私も二つの問題点を指摘したいと思えます。

第一に、二〇三〇年代に原発稼働ゼロを可能にするというが、二〇三九年までというのは、期限として余りにも遅過ぎます。早期の原発ゼロを願う世論に背を向けることとなります。第二に、核燃料サイクル政策について、引き続き従来の方針に従い、再処理事業に取り組みしております。再処理は危険を伴い、新たな核燃料をつくり出すこととなります。私も、撤退期間は国民的な討論を踏まえ、五から十年以内を目標に、原発から撤退するプログラムを政府が策定することを提案しております。

以上で、本議会の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、養老町民憲章の見直し、学校周辺と通学路についての二点、質問させていただきます。

まず一点目は、養老町民憲章の見直しについて。
ちよっと読ませていただきます。

養老町民憲章。私たちのまち養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた歴史のまちです。私たちのこの美しいふるさとには、先人のたゆまぬ努力によって伸び続けてきました。私たちは、愛の輪をさらに広げ、力を合わせて、未来に続く明るいまちをつくりまします。一つ、おはよう、こんにちはと元気な声が湧くまちにしましょう。一つ、美しい自然の中で力いっぱい働けるまちにしましょう。一つ、お年寄りが豊かに暮らせるまちにしましょう。

すばらしい町民憲章だと思います。

本町では、昭和四十八年に町民憲章を制定し、約四十年がたちます。町民会議の設置、推進委員の活動など、地区公民館活動の中核として、町民憲章の実践に努めてきました。

基本理念であるみんなで力を合わせるきずなのまちづくりを踏まえ、実現に向けた取り組みを推進してきました。総合計画では、誇りと愛着を持てるきずなを大切にすすまち養老を上げています。今年度養老改元一三〇〇年プロジェクト事業で、新生養老まちづくりの事業を推進すると同時に、この機会を好機に、町民憲章の見直しを考えてはどうか、町長にお聞きします。

二点目、学校周辺と通学路について。

町内において、通学路で児童を巻き込む交通事故が起きています。児童の安全を確保するためにも、一、学校周辺と通学路の危

険箇所の把握ができてくるか。二、学校周辺と通学路などの地域内を速度三十キロに速度制限するゾーン三十規制の取り組みを考えてはどうか、教育長にお尋ねします。

二点を質問とします。以上です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 吉田議員の御質問にお答えをいたします。

養老町民憲章の見直しというところでございますけれども、この町民憲章は、おっしゃるとおり昭和四十八年三月六日に制定されてから約四十年間、養老の滝にちなんだ孝子伝説から、これまで親孝行と生涯学習を進めるまち養老町民会議の設置、推進員の活動など、地区公民館活動の中核として、町民の皆さんがふるさとへの愛着を持ち、明るく住みよいまちづくりとして町民憲章の実践に努めてまいりました。

昨年の四月にスタートいたしました養老町第五次総合計画きずなプランでは、町民一人一人の行動規範、合い言葉、努力目標である町民憲章を改めてまちづくりの基本とし、一層の実践、浸透を願うとともに、みんなで力を合わせるきずなのまちづくりを踏まえ、誇りと愛着が持てるきずなを大切にすすまち養老を将来像として、我がまちへの誇り、愛着という心とまちづくりの推進力を高める地域協働の力による住民一人一人の行動を託すこととしております。

つきましては、質問の町民憲章の見直しでございますけれども、第五次総合計画がスタートしたばかりでございます。また、伝統的に根づいてきたものであり、憲章というのは軽々しく変更できないものであるかとは思いますが、新生養老まちづくりという新しい構想の中で、新生養老まちづくり推進会議というのがございますので、この中で御意見を伺いながら考えてまいりたいと思

います。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 吉田議員の二点目について御回答申し上げます。

私のほうからは、そのうちの一点目について回答させていただき、二点目については建設課のほうで回答させていただきたいというふうに思っております。

学校周辺の通学路の危険箇所について把握しているかという点でございますが、これについては、以前から子供たちの安全を確保するために、さまざまな手段を使って危険箇所の把握をしております。学校ごとに教職員及びPTA評議員において、危険箇所や要注意箇所を検査・確認したものをもとにして、それぞれの学校で安全マップなどを作成し、家庭や自治会と情報を共有するとともに、周知を図っております。

この安全と申しましても、実にいろんな種類がありまして、ついおとついても大変な豪雨があつたわけですが、道路が冠水する箇所、あるいは危険な水路等、さまざまな問題があります。これについては、おとついても養老小以外の学校が早目に児童を帰宅させるなどの措置をとっております。

その他、今おっしゃいました交通事故の問題、これも大変難しいところがあります。実は子供たちの交通事故の九割以上が子供たちの交通ルール無視による飛び出しがほとんどでございますので、安全確認ということと同時に、交通安全指導を今後とも徹底していきたいというふうに考えております。

その他、最近ふえております、ついこの二、三日前も東部中学校区で二件連続して起きておるわけですが、不審者の増加という問題もありますので、さまざまな危険を想定したものを今一生懸命

把握しながら、校区への、あるいは子供への周知徹底を図っております。

また、今年度は文部科学省の依頼を受けまして、学校から危険箇所であると報告を受けた五十四カ所のうち、県道については六月に十八カ所を、建設課、県土木事務所の立ち会いによる現場確認を行いました。八月には町道について二十八カ所を、学校、PTA、または自治会役員及び建設課の立ち会いにより現場確認を行いました。それによりまして、必要な設備の設置とか、さまざまな課題がありますので、そういうものも踏まえながら、できるものから検討をして進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 吉田議員の通学路の二点目の御質問にお答えいたします。

ゾーン三十規制とは、現在、速度の区域規制を実施している場所、学校、商店等が集中しており、あわせてその中で生活道路としての対策が必要と認められる区域に実施するものでございます。住民から、通過交通が多い、通学路となっている等の理由により、速度規制の要望が強い区域にも実施することができるとなっております。

それで、この規制を学校周辺の通学路に、ゾーン三十規制の区域の指定はそういう意味で可能ではございますが、実施に当たっては、三十キロ規制のほかにもゾーンを指定して、今の道路を一方通行の規制にしたり、それからそのゾーンに入るためにハンブと申しまして、よく商店街のほうにございます突起物ですね、障害物、入るのに、そのようなことを実際道路に設けたり、それからゾーン指定でございますので、ここからある程度の幹線道路か

ら幹線道路の区域を指定するわけでございますので、標識ですね。この区域はそのゾーン三十規制をしている区域になりますよと。

そういう制度を行うために施設をすることも必要になってきます。実際行うにはそういうことのほかに、立ち上げといたしましては、何より住民の方、そこでされる方が特に三百六十五日そういう規制を受けるわけでございますから、住民の方の御理解をいただいて、住民の方から、例えばここは通学路で危ないとか、歩行者が多いからゾーン三十規制をしたらどうかというような、地域からのお声というか、そういう持ち上がりがまず何より大事ではないかということを考えております。行政として、一方的に、例えば高田のほうで小学校の周りでゾーン三十区域をつくったらどうかというようなことではなく、そういうような制度というか、交通安全上これから必要になってくるかと思いますが、一応住民のほうからの御意見というか、そういうお話が今のところはちょっとございませんで、今後、そういうことがございましたら進めるのを検討するというふうになっていくと思います。

御回答とさせていただきます。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） まず一点目の町民憲章ですが、町長のほうから推進会議のほうで皆さんの意見を聞きながら決めたいということ、それはそれでいいと思いますけど、まず町長の気持ちだけ答えをお願いしたい。町長はどうするかということの答えをお願いします。

それと二点目の学校周辺の通学路ということで、今教育長からもお話があったように、危険箇所、六月と八月ということ、警察とかPTAという形で、いろんな危険箇所を調べていただいた

ということ、本当にありがたいと思います。

そうした中で、僕がいつも通るといふか、子供たちを見ている中で、自分なりに一番大変な危険箇所というのは、教育長さんにもわかってほしいのは、まず西町の松本文具店から押越のマルミ理容店の間ですかね。あの間が本当に小学校、中学校、また車の、垂井から来たりとか、商工会のほうから来たりとか、また中央公民館から来たりとか、本当に子供たちが登校とか下校のときにも本当に車が多いです。僕もいつも通るんですけども、先ほど教育長さんが言われたように、子供の飛び出しがいつ起きるかかわらぬので、僕らも慎重に通っていますけれども、例えば子供たちの通学路を変えるとか、あの道路を広く拡大するか、そういう考えがあるかないかお願いしたいのと、もう一つ、ゾーン三十規制ということで、今建設課長からもありましたように、住民からの声を聞きながら、それに対処したいということ、住民からの声を聞いたときに、カラー塗装とか、なるべく、大きな道路に対してはカラー塗装はできないけれども、町道とか小さなところである程度カラー塗装をして、ここは三十キロ規制だよということ、表示板では皆さん見ておるようになかなか見えないということが多いので、大きな道路じゃなく小さな道路でいいですから、カラー塗装をして、運転手さんに、ここは子供が通る場所だから、三十キロ以下で通ってくださいという形にしたらどうかという提案をしたいんですけれども、それを課長のほうに答弁をお願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えいたします。

町民憲章の見直し、私がどういふふうにかえるかということ、でございますけれども、私個人としてはこの町民憲章、非常によく

できた文面であるというふうに思います。最初の回答の中でも申しましたけれども、非常に養老町の歴史等も入った文面でございます。ただ、若干声を聞きますのは「しよう」ではなく「です」と言い切ったかどうか、それからお年寄りだけではなく、お子さんのことも入れて、未来を担う子供たちが一緒に斉唱できるような形にという意見は聞きます。もし変えるとしても、根本的に変えるというのではなくて、部分の変更になるのかなという考えでおります。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 通学路の件でございますが、まず変更でございますが、通学路というのは、あくまで学校が地域と、あるいは保護者と話し合いをして指定をしておりますもので、我々教育委員会はそれを認めるという形になっておりますので、今御指摘の場所は養老小でございますので、養老小へはこういう話があったという話は今後伝えさせていただきますが、養老小の考え方に従いたいというふうに思います。

ただし、今のところは、先ほど申しました点検箇所に入っておりまして、松山町のマルミ理容交差点のところと、それから今のところでございますが、区画線とかラインが薄くなっているということがありますので、この引き直しを今検討して、予算に組み入れようと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） それでは、お答えいたします。

先ほど私のほうがちょっとゾーン規制の対応についておる説明が少し少なかったので、御質問の内容がございましたが、実際、そういう区域を指定しますと、当然あの地区の方以外にも、県外

からも見える方も当然見えますので、そこが規制ゾーンでありますよというようなわかりやすい表示ですね。議員がおっしゃったように幹線道路の出入り口のカラー舗装とか、それから先ほど私が言った看板表示ですよ。そういうようなことは当然対応されますので、ちょっと説明不足ということでおわびというか、改めて追加で、そういうことを当然いたしますということでお答えいたします。

〔五番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 最後になりますけど、教育長にお願いしたいのは、町民憲章を小学校、中学校の全校集会のときにも皆さんと一緒に町民憲章、今、中学校、小学校、多分してないと思いますけれども、小学校、中学校も町民憲章を朗唱したらどうかかなと思いますので、それを教育長にお聞きして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、自席で答弁。

○教育長（野村浩太郎君） お考えは大変よくわかりますし、我々も大変いいことではあると思いますけれども、学校で行うさまざまなことについては、学校の考え方を尊重していきたいというふうに思っておりますので、こういう御提案があったことは一回校長会で諮って話し合いをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 以上で、五番 吉田太郎君の一般質問を終ります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後一時からいたします。

（午前十一時五十六分 休憩）

(午後 一時 〇〇分 再開)

○議長(松永民夫君) 休憩を解き、引き続き一般質問を続けます。

次に、六番 早崎百合子君。

○六番(早崎百合子君) 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、子育て支援事業についてお伺いします。

日本の長引く経済停滞、加えて急速な少子・高齢化社会の到来は、世代を問わず、未来への期待感を簡単には持ち得ない状況となっております。

この閉鎖感を打破し、日本の未来に輝きを取り戻すことは、我々の世代が解決すべき喫緊の課題となっております。

高齢者介護の問題、障害者施策、子育て対策などが政争の具にされて、もてあそばれるのではなく、もっと真摯な議論が必要と考えております。

今回は、少子化対策、中でも子育て支援策について取り上げさせていただきます。

少子化の原因の一つが、若い世代が子育てをしにくい環境に要因があるのであれば、社会政策としてそれへの喫緊の対応が求められるのは至極当たり前のことと考えるべきであります。合計特殊出生率の低下が問題となつて久しく、日本においてはなかなかその回復傾向が見えておりませんが、子育て施策の充実したヨーロッパ諸国では、その改善の傾向が顕著であります。集中した効果的諸施策が国を挙げてとられるべきと考えます。

子育ての一義的な責任が両親にあるということは言うまでもありません。当然であります。その一方、両親が子育てしやすい環境を備えた社会であることが求められるのも、また当然のことです。

あります。

国・県においても、いろいろな施策がとられておりますが、子育て世代のニーズは地域によって差異があり、一律の施策のみでは十分と言いがたいものがあると感じております。そして、それは時代とともに変化しております。

平成三十二年度を目標とする養老町第五次総合計画きずなプランが策定されました。「誇りと愛着の持てるきずなを大切にすまちなち 養老」をスローガンに、また平成二十二年三月から二十六年度を計画期間とする養老町次世代育成支援後期行動計画が策定されています。子供が健やかに育ち、安心して子育てできるまちなち 養老として、そのニーズに真摯に的確に対応すべきではないでしょうか。次の世代を担う子供たちの育成のために、手抜きは許されません。それは、我々世代の責任において措置すべきだと思います。

そこで、町長に次の事項について具体的にお尋ねします。

一点目、留守家庭児童教室は、夏休みを含む前後三カ月入室、対象は現在小学校三年生までとなっておりますが、長期休業日期間、夏休み等、小学校六年生まで拡大できないのでしょうか。

二点目、保護者が病気や介護、一時的、また継続的な不測の事態に對して、一時保育、病児病後児保育の現状はどのように対処されているのでしょうか。

三点目、乳幼児医療無料化は現在通院・入院とも義務教育までとなっておりますが、高校生まで拡大するお考えはありますか。

四点目、交通安全啓発、チャイルドシート購入の助成金の利用度の詳細をお伺いします。

五点目、養北保育園建設が予定されております。幼保一元化についての今後の方向性、実施時期の目標、実施にかかわる問題点

はどのようなお考えでしょうか。

引き続きまして、養老スマートインターチェンジの設置に向けてをお伺いします。

ことし九月十五日、東海環状自動車道養老ジャンクションから大垣西インターチェンジ六キロの開通は、ぎふ清流国体に華麗な花を添えることになりました。まことに喜ばしいことであります。それと同時に、私たち養老町民にとっては、高速道路網構築による地域振興への期待が今まで以上に高まっていることをひしひしと感じます。

養老改元一三〇〇年のイベント開催時には、東海環状自動車道を養老ジャンクションから養老インターまで、何としても開通させるというのが地元の願いであります。官民挙げて強力な運動を繰り広げていただきたいと考えています。

高速道路利用による地域振興の柱として、現在全国でスマートインターチェンジ構想が持ち上がっております。養老町内でも、名神高速道路養老サービスエリアにスマートインターチェンジ設計計画が検討されております。この施設は、高速道路をより身近な形で利用可能にするため、地域住民の利便性向上はもちろんのこと、養老町の基幹産業の一つである観光産業にとっても、誘客のための大切なものと考えております。

最近の情報によりますと、近隣市町では、海津市、安八町での設置、また全国各地でスマートインターチェンジの設置計画があります。早急に地元の意見集約、計画案の策定、地元合意の取りつけなどなど、幾つかの課題をクリアし、関係機関の合意を取りつけていくことが他市町に先駆けて設置を実現するためのキーになるものと考えています。

新聞報道によりますと、関係機関との協議を優先した結果、関

係地元民の意見集約に課題を残し、大幅なスケジュールのおくれを来し、修復に苦慮しているというところもあるようです。せっかくのよい機会を行政機関の思い込みで潰すことのないよう、十分に配慮して事を進めていただくことをお願いしておきます。

そこで、次の事項について、町長の見解を求めたいと思います。喫緊の課題ですので、明確な御答弁をお願いいたします。

一点目、スマートインターチェンジの設置はいつごろをめどとして考えておられますか。また、現在の状況と今後の予定についてお尋ねをいたします。

二点目、事業費用について、町の方針を具体的に説明してください。

以上を一般質問の内容とします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の質問にお答えします。

まず第一点目、子育て支援事業についてでございますが、その中の一番目の留守家庭児童教室の件につきましては、教育長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

二点目の病児・病後児保育の現状ということでございます。一時保育につきましては、町内在住者に限り、現在公立・私立の十二園で保護者が病気や介護、一時的、または継続的な就労、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由でお子さんの面倒を見られないときに、一時的にお子さんをお預かりしております。

過去三年間の利用者数は、平成二十一年度が六人、平成二十二年度が七人、平成二十三年度が六人でございます。また、子供が病気になって通園できず、保護者も仕事を休めないときなどに病児・病後児保育事業を行っており、実施施設であります海津市の駒野保育園、大垣市の児玉レディースクリニック、羽島市の病児保

育室かみなりくんに、各市を通じて委託契約をしております。これまで養老郡医師会に病児・病後児の実施を依頼いたしました。が、医師不足等により困難であると回答をいただいております。今後も引き続き要望をまいりたいと思っております。

次に、乳幼児医療無料化についてでございます。

乳幼児医療無料化につきましては、平成二十三年一月から中学生の通院を含め、中学生の卒業まで拡大したところでございます。実施前に比べ、支出額が二千二百万円ほど増加をいたしました。

これを高校生まで拡大しますと、平成二十一年度厚生労働省国民医療費のデータで試算しますと、約六千五百万円の財源が必要になります。現在の厳しい経済状況のもと、今後十分財政状況を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、幼保一元化についての考えでございますけれども、養北保育園の建設につきましては、現在建設用地の取得を完了し、今年度には一部造成を実施することになっております。

幼保一元化につきましては、現在の幼稚園の五歳児のみの保育が他の市町に比べ安定した質のよい保育が行われること、他の市町で実施されている認定こども園では退園時間が違うことにより、全体で行う保育が制限されることや、遊びの中断による子供の間の不満、勤務体制の相違による職員間のあつれきが現場の声として上がっております。

子ども・子育て関連三法案の修正がなされ、当初の総合こども園構想は廃止され、代案として認定こども園法の改正により、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進と、「義務づけ」がなくなったこと、さらにはこども園関連法案に十九項目にも及ぶ附帯決議が付され、差し戻しをされております。具体的中身がどうなるのか、まだまだ不透明と言わざるを得ませ

ん。

こうした状況を総合的に勘案し、町いたしましたし、現行の養北保育園として、これまでどおり運営してまいりたいと存じます。

それからチャイルドシートの件でございます。

チャイルドシートの助成の補助額は、チャイルドシート購入額の五〇%、百円未満の端数は切り捨ててでございますが、ただし上限金額は五千円まででございます。平成二十三年度の実績は百二件で四十九万四千六百円でございます。なお、平成二十四年度は八月現在で四十八件、二十二万九千四百円でございます。

続きまして、二つ目の質問、養老スマートインターチェンジの設置に向けてということでございます。

いつごろをめどとしているかというお答えでございますけれども、この件につきましては、二〇〇六年七月十日、サーブエリア、パーキングエリア接続型のスマートインターチェンジの本格導入を行うために、制度実施要綱が策定されました。スマートインターチェンジの設置を希望する場合は、地方公共団体が主体となつて発意し、要綱に基づいて地区協議会、この地区協議会と申しますのは、国・県・NEXC O・関係市町村ということでございます。すけれども、検討を行い、所定の手続を踏むことで設置が可能になります。本町におきましては、この地区協議会の開催に向けて、現在準備を進めているところでございます。

主な内容といえますか、この申請までの流れでございますけれども、三点ほどございまして、第一点目が整備効果の検討や道路構造の検討等、整備の実現性に対する課題の整理と資料の作成、これは本町が行う仕事でございます。二番目が、国・県・中日本高速道路、公安委員会、木曾川上流河川事務所、これは現在設置

しようとする養老インターチェンジは、牧田川、一級河川のふちにありまして、道路を使用することになるかと思っておりますので、木曽川上流も入っております。これらの関係機関の個別ごとの協議が必要でございます。それから、三点目は地元の調整ということでございます。現在は、一の資料の作成がほぼ完了しているということでございます。二番、三番の事業を現在は同時に進行しているという現状でございます。特に三の地元調整というところでございますけれども、地区からの設置要望は受けておりますけれども、全員の御理解がいただけるよう、慎重に対応してまいりたいと考えております。

これら一から三について合意が得られた後、スマートインターチェンジの実施計画書を作成し、地区協議会を開催しまして、地区協議会で承認をいただき、連結許可申請、これは事業申請を行い、事業認可をいただいて事業着手という運びになります。スマートインターチェンジの設置時期につきましては、実施計画書の中でスマートインターチェンジの整備年度計画を明示しなければなりませんので、この実施計画書の策定までに決定しようと思っております。今の時点では、おおむね四、五年先、二〇一七年、養老改元一三〇〇年祭に向けて間に合わないかと思っておりますので、ございます。

二番目の事業費用について、町の方針の説明ということでございますけれども、スマートインターチェンジの事業費負担につきましては、地方公共団体、それから本町と中日本高速道路の負担となります。おおむねETCゲートを境に外側が町負担、内側は中日本高速道路の負担となります。また、アクセス道路等の事業費負担は町ですることになりますが、町の事業費につきましては、国の補助事業、いわゆる社会資本整備事業、これは五五%補助で

ございますが、受けて進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、私のほうから、一番最初の

子育て支援事業の第一問の御回答を申し上げます。

御承知のように、養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例におきまして、教室の利用資格は、小学校一年生から三年生のうち、保護者の保護が十五日以上欠け、その状態が三カ月以上継続する家庭の児童となっております。

現在、教室の利用者数は、九月現在二百九十一名、十二教室でございます。延べ人数比較では、平成二十一年度は二千四百八十六名、平成二十二年度は二千七百七十一名、平成二十三年度は二千九百五十一名と、年々二百名ほどの増加となっております。今年度も、昨年に比べふえておりますので、最終的に百五十名ほどの増になる見込みでございます。中には、定員を超えている教室もございます。

少人数学級や少人数指導により、これ以上各小学校で教室を確保することが非常に難しい状況になっておりますし、指導員の確保も同様に非常に難しい状態にあります。

また、これまでも申し上げてまいりましたが、四年生以上については、人として自立する非常に大事な年齢というふうに捉えておりますので、先ほどの教室並びに指導員確保の問題とあわせて、引き続き三年生までを対象とした事業とさせていただきますと思います。

特に夏休みは、子供の自立心を向上させる一番いい機会であるとか昔から学校では捉えておりまして、この期間に子供たちは一日自分の生活を自分で設計しながら、努力して、自分を向上させる

ということに取り組んでおりますので、そういうこともあわせてお考え願えればありがたいと思っております。

ただ、御質問にありました長期休暇中に対する受け入れの考え方でございますが、先ほど申しましたように、三カ月以上継続することになっておりますので、夏休み期間中利用しようと思わずと、七月から九月までの三カ月間入らなければならぬという実情がございます。現実には、この夏休み期間中にさらに利用者が増えるということを考えますと、特例として夏休み期間のみ、七月二十一日から八月いっぱいでございますが、この期間のみを対象とする受け入れを整えることもいいのかなというふうに思いますので、今後の検討課題とさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 先ほどの教育長からの御答弁の、留守家庭児童教室の件でございますが、特例として夏休みだけというふうに、利用者に対して緩和していただいたことにつきましてはいかがだかと思っておりますが、やはり三年生までを六年生までに拡大してほしいということにつきましては、この子育て支援調査結果報告書という中にも、町民の皆様の御意見もございまして、やはり自立は大事でしょうが、四年生から六年生までを朝から晩まで置いておくことは非常に心配で、仕事に行っても仕事の手につかないなど、いろいろ心配の面があると思っておりますので、先ほどの御答弁の中では、教室とか指導員の確保ができないので、なかなか拡大に踏み切れない状態であるということをお聞きしておりましたが、そういう皆様の子育てをしてみえる御両親の意を酌んでいただき、他市町では段階的に学年を引き上げてお

ると思えます。養老町も、他市町と同様に考えて、来年からは四年生までだとか五年生まで、六年生までと、段階的に留守家庭教室に入室できることを要望しておきます。

それから、二点目でございますけれども、一番私が気になっておることは、先ほどの御答弁にもありましたように、特に病児・病後児保育についてですが、小児科医の不足から、養老町の現状では単独実施は困難ということで、大垣市、羽島市、駒野に委託しているということでございますが、確かに日本全国的で小児科医の不足が進行しており、なかなかその解決策が見出せず、苦慮している実態があることは承知をしておりますが、現在の厳しい経営状況の中で、勤務を継続し、安定した生活を守りたいと苦勞している若い世代を支えるためにも、病児・病後児保育は行政が先頭になって支えるべき施策ではないかと私は考えますが、今後、どのように対処されるのか、再度お願いしたいと思います。

三点目の乳幼児医療無料化、今、中学まででかなり、二千二百万、高校までになると、二十一年度厚生労働省国民医療費の試算の中で六千五百万という金額が出ていると思えます。財政的には厳しいことは理解できますが、周辺自治体子育て支援、特に隣接する大垣市が子育て支援日本一のスローガンを掲げ、高校生まで医療費無料化に踏み切っております。住民の出入りも多い両市町に該当する子供を持つ親の間では、この問題は関心が高いと思われまます。今後の検討の方法は積極的なものと受けとめてよろしいか、再度御答弁をお願いしたいと思います。

医療費無料化、大垣市が子育て日本一を掲げております。養老が二番ではいけないのでしょうか、ぜひ検討していただきたいと思えます。

四点目、チャイルドシートの助成金についてでございますが、

少子化により利用者が減少しても、次世代の大切な命を守るために、交通安全面におきましても、ぜひ助成を継続するようお願いをしておきます。

五点目、養北保育園建設予定の件でお尋ねをいたしました、その中で幼保一元化についてどのようにお考えかということ再度お願いしたいと思いますが、この行動計画の中に、幼保一元化の検討、保護者や民間事業者を含めた審議会を立ち上げ、本町における幼保のあり方、保育園、幼稚園統合の民間への移行などについて審議を行う。総合施設の検討、保育園、幼稚園、小学校の連帯強化をしていくという施策であるというふうにご受けとめておりますので、よろしく検討をお願いしたいと思っております。

そこで、再度町長のお考えをお願いしておきます。幼保一元化についてであります。

続きまして、スマートインターチェンジはいつごろかということにつきまして、現在の状況と今後の予定についてお尋ねをいたしまして、把握いたしました、予定どおり実行されることをお願いいたします。

その中で、養老インターチェンジ、ひいては養老サービスエリアにスマートインターチェンジが設置され、同時に二〇一七年改元に向けてということもございまして、両方が可能であれば養老町としては喜ばしいと思っておりますので、今後の予定を実行していただきたいと思います。

それから事業費について、スマートインターチェンジの設置は具体的に事業費は幾らとなりますでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをいたします。

まず病児・病後児保育、養老町単独ということでございますけれども、この問題につきましては、入院が必要になるというような場合もございまして、西美濃厚生病院等にも何度もお願しているわけがございますけれども、病室等の問題もございまして、それから常に看護師等を常駐させなければならぬということから、難しいという返答をいただいております。これは単独で養老町がということになりました、やはり病後児保育等の一時預かりについても、資格のある人間を常駐させなければならぬということ、利用者が多ければ今後考える必要があるかと思っております、その点を考えますと、現状のように大垣、それから海津等の施設を利用させていただくというようなことで、現在は考えております。

それから高校生までの無料化ということでございますけれども、議員のおっしゃるように、大垣市は実施をしております。問題としまして、高校は義務教育ではありませんし、就労者もいるわけでございます。実施するとすると、一人六万八千八百円と、年間ではございますが、そういった試算もございます。この施策に関しては、首長判断ということでございます。

先ほども申しましたように、財政状況をじっくりと把握し、また今見直しをしております財政のあり方についての中で考えをさせていただきたいということを思っていますので、この程度の御答弁にさせていただきます。

それから幼保一元化ということでございますけれども、私も就任した当初は、現在の民主党が子ども・子育て法案ということで、幼保一元化に向けての法案を出していたところでございますけれども、総合子ども園構想というのが一応廃止になりました、認定こども園法案というような形で再度出てきた中で、そういった幼

保一元化の義務づけがなくなったということもございます。これは、教育のほうを担当しております教育長とも審査した結果、養老町としては、五歳児を単独で幼稚園として小学校に上げることが非常に養老町の教育にもプラスになっているということでございますので、今の段階では、この幼稚園と保育園を一緒にするということをせずに、現状のまま進めていきたいというふうに考えております。

それからチャイルドシートの問題でございますけれども、この点については継続をさせていただきたいというふうに思っています。

それからスマートインターチェンジと養老インターチェンジでございますけれども、今養老インターチェンジに向けての買収交渉をしているわけでございますが、ほぼ九七%の地権者に御同意をいただいております。国土交通省も一〇〇%なければならぬということでございますので、引き続き一〇〇%にするように、地権者の御同意をいただくように努力はいたしますけれども、まず見通しとしては二〇一七年の養老改元一三〇〇年に間に合わせたいようにお願いをするということしか、現在のところはございませんので、お願いしているところでございます。見直しとしては、そんなに悪くないのかなということを思っております。スマートインターチェンジにつきましても、地元地権者の御同意をいただくということが最大の今は課題でございますので、何としても御理解をいただいで、同じように二〇一七年の開通を目指していきたいというふうに考えております。

一番最初の問題については、教育長から改めて御返答をさせていただきます。以上でございます。

申しわけございません。事業費についてでございますけれども、現在、おおむねといいますか、ざっとでございますけれども、ス

マートインターチェンジそのものの事業費としては三億二千万円ほどというふうにお聞きをしております。これは本当にぎっくりとした計算でございますけれども、そのように聞いております。

〔六番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） いろいろと御説明をいただきました。

最後になりましたが、子育て支援事業につきましては、養老町第五次総合計画策定の中で、交通立地環境の変革に対応し、若い者、子育て世代の定住促進に取り組むなど立案されており、この立派なきずなプラン、ここの中にはいろいろと立案されております。立案どおりぜひ実行していただきたいと思っております。

また、スマートインターチェンジにつきましては、地元の調整は慎重に対応することでございますが、時期を失することのないように、スピーディーに事が運ぶように対応していただきたい。特に橋爪地区や事業に直接影響を受けられる方など、関係者の考え方を尊重し、誠意を持って対応していただきたく要望しておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 以上で、六番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、二つの項目について質問をさせていただきます。

まずその前に一言、今回、ケーブルテレビによる議会の放送が実現いたしましたこと、大変喜ばしく思っております。議会改革特別委員会委員長として、代表して関係者各位にお礼を申し上げます。

させていただきます。

それでは、まず一つ目です。入学時の学用品購入補助金制度の創設についてであります。

小学校、中学校に入学する際には、相応のお金がかかります。入学生のある世帯全てでかかるわけですから、ある意味では公平とも言えます。しかし、中学入学時に家から学校までの距離が遠く、自転車通学となる子供のいる世帯では、この自転車代が余分にかかってきます。自転車通学者が出ないように中学校を増設配置できればよいのですが、この少子化の時代に、現実的とは言えません。教育行政の都合により自転車通学となっている子供のいる世帯にとっては、そうでない世帯よりも負担が大きくなっています。この格差を埋めるために、町として一定の補助金を出す考えはありませんか。

次に二つ目です。再度いじめの問題についてさせていただきます。

私が昨年十二月の定例会一般質問において、いじめの実態について質問をさせていただきました。報道等でも大きく取り上げられています。多くのいじめによる自殺や、それに伴い、いじめについての教育行政における取り組みの甘さが取り沙汰されています。

昨年、私が質問したいじめの実態についての執行部からの回答では、養老町内において、小・中学校合わせて十六件のいじめの報告が上がっているとのことでした。最終的に、昨年度の合計報告件数は二十一件になっています。いずれのケースも解決済みとのことであるとのことですが、ことし五月に実施された町内の小学生に対するアンケートについて確認したところ、ある学校では「今年度になってから嫌なことをされたことがありますか、そ

れはどんなことですか」という質問に対して、五十三名の生徒が「ある」と回答しています。靴を隠された、悪口、意地悪、呼び捨て、椅子を蹴られた等、その内容についてはさまざまです。

こちらが、文部科学省が定義しているいじめの定義です。文部科学省のホームページからも見ることが出来ますので、ごらんください。

資料を抜粋して読ませていただきます。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとする。いじめとは、当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめられた児童・生徒の立場に立つてとは、いじめられたとする児童・生徒の気持ちを重視することであるとあります。まさに文部科学省が定義しているいじめが、このアンケートの回答に反映されています。

昨年度に小・中学校で起きたとされるいじめの合計件数二十一件と、今回の調査で判明した五十三件、これは今年度の四月、五月の二カ月経過の時点の件数です。余りにも数字が違い過ぎます。しかも、これは一つの小学校だけでこの件数です。学校側では、アンケートによりいじめを把握していたのに、教育委員会に上がってきた数字は、この中のごく一部ということ。ちなみに、この小学校では回答のあった五十三件のうち、四件のみをいじめの問題として教育委員会へ報告しています。五十三分の四です。なぜこのようなことになるのか、わかりやすく御回答ください。

また、当町において、小・中学校より上がってくるいじめの報

告の定義とはどんなものか、教えてください。文部科学省の定義と同じならば、同じとだけお答えくだされば結構です。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをいたします。

私のほうからは、学用品購入補助の問題についてでございますけれども、あと二番目のいじめの問題については教育長のほうから答弁させていただきます。

自転車の使用を認めておりますのは、基本的には自転車通学許可区域の生徒で、場合によっては部活動や校外学習などで使用する場合において、自転車通学許可願、または自転車利用誓約書を提出した者でございます。実際には、中学校入学時にかなり多くの生徒が自転車を購入しております。したがって、これに対する補助はこれまで考えてきておりませんでした。

町で行っております就学援助は、ヘルメット、リストバンドを全員に配付しております。また、要保護、準要保護世帯への就学援助でございます。

今回御提案の補助制度は、公平性、公益性を考えますと、なかなか難しいと考えます。仮に新たに補助制度を創設するのであれば、国が適正な通学距離の限度としております六キロを超える生徒を対象としたもの、実際は六キロを超える生徒は現在のところは養老町にはおりません。あるいは要保護、準要保護世帯で生活に困窮しているという、こういった生徒を対象にしたものを考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、答弁。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、今お尋ねのいじめの問題について御回答申し上げます。

いじめの定義につきましては、当然のことながら、文部科学省の定義以外にはございません。本町も、無論この定義に従っております。ただし、今議員が示された文部科学省の定義には、今おっしゃった定義の下に注がついております。一から五までございます。今読み上げられたのは一でございますが、五には、「けんか等は除く」というふうに書いてあります。

それと、ここに児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査の手引ということで、学校用のものが文部科学省から全ての学校に配付されております。その中に、いじめを認知した学校数、いじめの認知件数ということで、（一）に、そのまま原文を読みますが、いじめの認知に当たっては、いじめはどの子供にも起こり得るものであることを十分認識し、アンケート調査を実施した上で、これに加えて個別面談、個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等を活用したりするなどの方法により、定期的に児童・生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けることとし、個々の児童・生徒の状況把握を十分に行った上で認知件数を上げなさいと、こういうただし書きがございます。当町ももちろんそうですが、日本中全て同じこの定義に従って、同じ指示に従って報告をしておるわけでございます。

これは、この注五のけんか等を除くというものにつきましては、人格の完成途上にある子供たちは、日常生活の中でたまたま虫の居どころが悪かったり、何か嫌なことがあったりして、深く考えもせずに、ふだんは仲のよい友達であってもついその人に嫌なことをしてしまったり、言ったりすることがあり、きちんと指導すれば解決してしまったり、いわゆるけんかと呼ばれるような事案は除くとしていると考えられます。

このように、事務所に確認しましたが、同じ回答が来ておりません。

ただし、こうしたものの中にも、単なるけんかとしがたいものもありますので、そういうケースははじめだけではなく、生徒指導上の問題行動として別に報告されてくるものもございます。

議員も御承知かと存じますが、先ほど三田議員が午前中にもお話しされましたが、今月の十一日に文部科学省が二〇一一年度、昨年度の問題行動調査の結果を公表いたしました。その中で、いじめに関して各都道府県別のいじめの認知数などが公表されました。それによると、児童・生徒千人当たりのいじめ件数で、岐阜県は、先ほども三田議員もおっしゃいましたが、熊本、大分に次いで全国で三番目に多い認知件数となっております。ちなみに、先ほどの二十一件、同じ昨年度の養老町のものも計算いたしますと、児童・生徒千人当たり七・九件ということになり、これは岐阜県のこの年より低いんですけれども、全国的に見てみれば非常に多い数字かと存じます。

ただ、この定義が平成十八年度に見直された、そのたしか直後であったと思いますけれども、町内のある学校から一カ月に三十件を超えるいじめが報告されたことがございます。そのときは、突然多くなりましたので、学校にその理由を尋ねましたところ、アンケートにより把握したという答えがございましたので、教育委員会はそのままその数字を県へ上げた経緯がございます。

このように、本町におきましては、各学校が先ほどの文部科学省の定義に従って厳格にいじめの認知を行い、その結果もきちんと報告されており、教育委員会もそのまま県へ報告しております。また、教育委員会がこの報告でいつも注意しておりますのは、件数よりも、その問題の中身と、それがきちんと解決しているか

ということでございます。それは、この調査報告の目的は、あくまでもいじめを長期化、深刻化させないことが最も重要なことであるからでございます。ましてや、自殺につながるといったような悲惨なことにならない、そういうことが目的でこの調査報告が行われております。

これまでも、そしてこれからも、養老町教育委員会と学校は家庭や地域の御協力を得ながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、厳正対応を大切にし、養老町の学校で学ぶ子供たちが安心して健やかに成長できるように最善の努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） まず自転車の通学者への補助金の問題ですが、現在、通学用の自転車は約二万円から五万円程度のものであります。町内の自転車通学者は今五百五十八名で、全体の約六〇%ほどであると聞いております。毎年、年百八十名程度の入学生が該当することになります。この二万円程度の自転車購入に対し補助金を出したとしても、年間約三百数十万円程度で可能になります。入学時の世帯への負担の格差をなくすることができるのです。子育て世代への生じる負担の不平等、負担額の格差是正のためにも、通学用自転車購入のための補助金の整備を改めて提案させていただきます。

この件については、子育て支援の面からも健康福祉課長に御答弁願いたいと思います。

いじめの問題についてですが、文部科学省の定義と同じのことですが、記名式のアンケート調査に対して、嫌な思いをしたと回答すること、これこそまさに子供たちが受けているいじめに対

する感想や、助けを求めている小さな信号じゃないでしょうか。町内の小・中学校で確認されたいじめの問題については、全て確認済みです。昨年の議会でのように報告を受けたわけですが、解決済みのものだけ報告しているのではないかと疑うほど、教育委員会へ上がる報告の件数と教育現場でのアンケート結果の数字が違い過ぎます。

先ほど注意書きの五の部分のこちらですけれども、けんかを除くとありますけれども、こういうようなものを拡大解釈しているのではないかとすら思えてきます。

お聞きします。恐らく教育現場の先生方は、こういった一つのケースに対してきちんと対応し、解決しているのだと想像しますが、小さな事象であっても、それが百件でも二百件でも報告させることができないのはなぜでしょうか。お答えください。

○議長（松永民夫君） 松永健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 岩永議員の御質問にお答えしたいと思います。

当方の都合で申しわけございませんけれども、自転車の補助に關しましては、教育委員会のほうの部門になると思いますので、福祉課としては制度の検討ということは考えておりません。以上です。

○一番（岩永義仁君） 子育て支援の面からですよ。

○住民福祉部健康福祉課長（松永博孝君） 子育て支援につきましても、自転車ということにつきましても、今のところ考えておりません。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、自席で答弁。

○教育長（野村浩太郎君） それでは、今の自転車のことといたじめのことについて、二点お答えいたします。

先ほど町長からもお話をしたとおりでございますが、自転車通学者以外の子供も、ほとんどの子供が中学校入学時に自転車を買って、しかも部活等で校外へ出るときには、みんなそれに乗っていくわけですね。したがって、これまで町としてはヘルメットとリストバンドを自転車通学、徒歩通学者関係なしに、全中学生に配付してきました。ですから、自転車補助ということになると、自転車通学者だけではなくて、全部の自転車を購入した生徒に援助をしなければならなくなるということになるわけですが、やはりそういう例はほかにも余りありませんので、ちよつと難しいかというふうに思います。

それからいじめの問題でございますが、今そうやっておっしゃるわけですが、先ほどもお話ししましたように、全国全ての学校がこの指導に従って認知をして報告しております。その数が、何も養老町だけが特別低いとか、そういう問題では一切なくて、もちろん都道府県別に見ますと、一位の熊本と、非常に低い、例えば今回非常に問題になっております滋賀県なんかは千人当たり一・三件なんです。うちは七・九件でしたが、たまたまこの年は別にこれは多いから自慢できる問題では決してないんです。こんなことはゼロであれば一番ありがたい話なんですけれども、少なくとも先ほど言ったような文科省のさまざまなものを総合して認知をなささいよという指導に基づいて、深刻になつたら困りますので、いじめであると認知したものについてこうして報告してきておりますので、うちだけが何か違う、アンケートの結果を全部そのまま出せとか、いわゆる学校がいじめと認知しにくいものまで数字としては出ささいというようなことを言う必要はやっぱりない。養老町だけが別の言い方をすることはできないというふうに思います。そうしないと、文科省が定義を決め、しかも定

義について報告するときにはどうしなさいといった指導が全く無くなるわけですので、文科省のこれまでの指導どおりに、これまでと変わらない指導をしていきたいというふうに思っております。ただし、先ほども言いましたように、過去にも一度、そうやってどんと数字が上がったことがあるように、もし現実に学校に非常に大きな問題が起きて、たくさんの方が多発したようなことがあったときに、上がってくることはなきにしもあらずですので、そのときはそのまま上げていくということになります。

いずれにしても、文科省の定義と文科省が調査報告書を作成するに当たって指示しておりますことについては、これまでどおりそのまま踏襲して報告を求めていきたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔一番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 今現在問われているのは、まさにその文部科学省の指示が的確かどうかという部分なわけで、その点について、当町として独自に取り組むこともできるのではないかと思っております。

これだけ社会問題化する中で、次のアンケート、今月中に行うという話を聞いておりますけれども、ぜひとも報告の仕方というのを今までとは変えていただきたいと思うんですけれども、この点について変更するおつもりがあればイエス、なければノーとだけ一言でお答えいただきたいと思えます。このお答えをいただき、今回の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 野村教育長、自席で答弁。

○教育長（野村浩太郎君） 変更するつもりはございませんので、よろしく願います。

○議長（松永民夫君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、二点について質問をいたします。

まず第一点目でございます。河川災害における防災拠点としての防災基地の建設についてでございます。

養老町の東部地区でございますが、揖斐川を初め牧田川や多くの河川が流れる水郷地帯でございます。海抜はゼロメートルからの低地でございます。

そんな中で、皆様御存じのように、昭和三十四年の集中豪雨と伊勢湾台風によりまして牧田川が決壊いたしました。そのとき、大規模な水害が発生をいたしましたわけでございます。

現在、そんな教訓を見てかどうかわかりませんが、大垣市では洪水などが発生した場合に対処するために、国土交通省と市が連携を図りまして、揖斐川に河川防災ステーションと防災センターが建設をされております。これにつきましては、緊急時の際のヘリポートや緊急自動車の車庫、また水防資材の備蓄所とされておりまして、防災力のさらなる向上ということで図られておるわけでございます。

そこで、当町の水害対策といたしまして、池辺地区に災害が発生した場合の緊急復旧を迅速に行える、また避難場所としても活用できる防災基地的な施設の建設を望むものでございます。

もちろん建設提案の地区におきましては、交通の利便性も高いと思われまます。今尾橋周辺の方々にお願いをしております。約一万五千平方の土地の確保もお願いができ、同意書もいただいております。

ます。また、町のほうへ要望書も提出をなされ、協力体制も整っているという状況だと把握をいたしております。したがって、地元の意も酌んでいただき、水防活動を行う上で最低限必要と思われる活動拠点と避難場所の建設を強く要望いたしますのでございます。

現在、そんなわけで進行形ということであれば、現在の進捗状況、またこれからのそういった施設の行政の考え方をお伺いいたします。

次に二点目でございます。災害の防災士の育成制度についてでございます。この件につきましては、発言順位三番の水谷議員と質問の内容が重複いたしておりますが、災害防災士につきましては、災害に正しい知識や技術を習得した地域の防災リーダーが必要であるということでございまして、そういった方を育成するという意味では、多数の人が取得していただき、地域での訓練を含めた、地域は地域で守るといふ観点から、被災者のニーズに合わせた技術者、指導者の育成という考え方で不可欠な人材であるというふうに考えられるわけでございます。

大垣市では、先ほど町長が申されましたが、日本防災士機構の認定員が防災のバンクに入っておるといふようなお話でございます。大垣市では、そういった技術資格を取得した方を講師等に招きまして、小さな防災人づくり塾といったような講座を開かれながら、リーダーをサブ的にも育成しておるといふようなことをお聞きしております。現在、大垣市では百五十人ほどがそういった活動をなされておるといふふう聞いておまして、その講座の単価も一万円程度と。これは聞き及んだ話でございますが、そういったことでやっておられるということでございます。

これにつきましても、ぜひ当町においても、そういった形での

育成の実践をいただきまして、有事に備えていただきたいと要望するものでございます。

二番目の返答につきましては、先ほど町長も前向きな認識をいただいておりますので、御返答は結構でございます。一番についてのみ御返答をいただきたいというふうに思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 大橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

防災ステーションの建設についてということでございますけれども、河川防災ステーションを整備するということは、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要要件を記入した整備計画を作成し、新規要望する場合は木曾川上流河川事務所と調整した上で、の要望をすることとなります。

平成二十三年の池辺地区行政懇談会で大巻地区に防災ステーションの設置要望を受け、その後、池辺地区より設置場所の案と関係者の同意書が町に提出されましたので、この地元案で平成二十四年一月に木曾川上流事務所に整備要望をいたしました。このときの回答といたしましては、平成二十年度に策定された木曾川水系整備計画については、木曾川、長良川、揖斐川でそれぞれ一カ所を位置づけております。揖斐川につきましては、先ほどおっしゃったように、大垣市に設置されております。木曾川については、現在羽島市で整備中でございます。今後は、長良川ということで、岐阜市の整備を進めているために、養老町の要望箇所については、その後の整備計画となるとの回答を得ております。今の時点では、事業認可はかなり先であるという見通しでございます。

そこで、本年七月二十五日に行いました国要望活動の折にも、東北大地震の影響で全国各地から同様の高台施設の要望が多数あり、早期の事業採択が困難な状況であるとの回答があった中で、国からの提案として、防災ステーションという位置づけではなく、防災基地といえますか、ステーションですとヘリポート等の大がかりなものになるわけでございますけれども、一次避難的な高台というふうな意味の防災基地でございますけれども、事業用地の確保を養老町で代行した場合には、国が建設発生土、いわゆる残土ですか、工事のときの残土を利用して造成工事を行う方法もあるとの説明を受けましたので、この方法について、今考えているところでございます。御提案のあった場所の地質調査等においても、さまざまな要件があると聞いております。町としては、用地買収費の予算化の問題であったり、地元説明等の調整も図る必要があるかと思しますので、これらの要素の検討を早急に進めたいと思っております。

二番目についての返答は必要ないというお答えではございましたけれども、この防災リーダーというのは防災士でなくてもいいふうにも私どもも考えておりましたけれども、災害に対しての地元での役割を担っていただくということで、各地域に防災リーダー、議員のおっしゃっていただける位置づけとは少し違うかもしれませんが、そんな中で防災リーダーという位置づけで、地域で防災活動をしていただくというふうなことにつきましては、今後検討していきたいというふうな考えております。よろしくお願いをいたします。

〔三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 先ほど町長おっしゃいました国の支援、言

うならば大垣市が前例でございます。やはり防災ステーションというふうな形で、大きな支援事業ということになります。

付随しておっしゃいました防災まちづくりの支援事業だということに解釈しております。防災拠点の整備事業で、社会資本整備の総合交付金を活用したお話で、町が用地費等すれば補助が出る。また、盛り土工事については河川工事の残土提供というお話だというふうに解釈をいたします。

いずれにいたしましても、こういった問題につきましては財産、人命にかかわる課題でございます。町の財政状況も十二分に理解はできるわけでございますが、水害を実際に経験した地元民が率先して協力体制で要望しておる案件でございます。実現に向けて最大限の努力を、また前向きな施策をお願いし、質問を終わります。

○議長（松永民夫君） 以上で、三番 大橋三男君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、明日九月二十一日金曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午後二時十三分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年九月二十日

議長 松 永 民 夫

議員 早 崎 百合子

議員 野 村 永 一